

平成 29 年

南三陸町議会会議録

第2回定例会 3月6日 開会
3月22日 閉会

南三陸町議会

平成 29 年 3 月 7 日 (火曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 2 日目)

平成29年3月7日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後 藤 伸太郎 君	2番	佐 藤 正 明 君
3番	及 川 幸 子 君	4番	小野寺 久 幸 君
5番	村 岡 賢 一 君	6番	今 野 雄 紀 君
7番	高 橋 兼 次 君	8番	佐 藤 宣 明 君
9番	阿 部 建 君	10番	山 内 昇 一 君
11番	菅 原 辰 雄 君	12番	西 條 栄 福 君
13番	後 藤 清 喜 君	14番	三 浦 清 人 君
15番	山 内 孝 樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（15名）

1番	後 藤 伸太郎 君	2番	佐 藤 正 明 君
3番	及 川 幸 子 君	4番	小野寺 久 幸 君
5番	村 岡 賢 一 君	6番	今 野 雄 紀 君
7番	高 橋 兼 次 君	8番	佐 藤 宣 明 君
9番	阿 部 建 君	10番	山 内 昇 一 君
11番	菅 原 辰 雄 君	12番	西 條 栄 福 君
13番	後 藤 清 喜 君	14番	三 浦 清 人 君
15番	山 内 孝 樹 君		

欠席議員（1名）

16番 星 喜美男 君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長 佐 藤 仁 君

副 町 長	最 知 明 広 君
会計管理者兼出納室長	芳 賀 俊 幸 君
総務課長兼危機管理課長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀 浦 現 利 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農林行政担当)	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁集・漁集事業担当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 調 整 監	村 田 保 幸 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復興市街地整備課長補佐	男 澤 知 樹 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	阿 部 修 治 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	大 森 隆 市 君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	菅 原 義 明 君
生 涯 学 習 課 長	阿 部 明 広 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書記長

三浦清隆君

農業委員会部局

事務局長

佐久間三津也君

事務局職員出席者

事務局長

佐藤孝志

総務係長
兼議事調査係長

畠山貴博

議事日程 第2号

平成29年3月7日（火曜日） 午前9時59分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前9時59分 開議

○副議長（山内孝樹君） 皆さんおはようございます。

きのうに引き続きまして、議長が欠席をしておりますので、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、私、副議長が議長の職務を務めさせていただきますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

復興市街地整備課長が欠席し、課長補佐が着席をしております。

ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員16番星 喜美男君、遅刻議員9番阿部 建君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（山内孝樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において11番菅原辰雄君、12番西條栄福君を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第2 一般質問

○副議長（山内孝樹君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番佐藤正明君。質問件名、1、自然環境の保全について。2、文化財の整備及び維持管理について。以上2件について、一問一答方式による佐藤正明君の登壇発言を許します。

2番佐藤正明君。

〔2番 佐藤正明君 登壇〕

○2番（佐藤正明君） おはようございます。皆さんにプレッシャーをかけられて、大分緊張しておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

ただいま、議長の許可を得まして、2番佐藤は登壇より一般質問に臨みます。

通告の1件目、質問の相手は町長になります。質問事項、自然環境の保全について。

震災から間もなく6年が過ぎようとしています。高台造成も完了し、現在は住宅の建築ラッシュの状況や最終の災害公営住宅も完了を迎え、今月には引き渡しを受ける状態まで来ました。その間の大変なるご苦労を感謝いたします。そのような経過状況のもと、自然環境も大

きく変わり、昨年の12月には、環境基本計画の改定も策定されました。その中で、これからは将来にわたり自然環境の保全を図るため、環境基本計画において山、里、海の維持や管理が定められました。環境保全の実施に向け、町民とともに計画に取り組んでいかなければならぬことから、次のことについて伺います。

- 1、山、里、海の維持や管理を行う上での具体的な内容は。
- 2、防集団地などからの汚水、排水施設整備は十分か。
- 3、特に山間部地域の排水路の維持や整備の考えは。

以上、3件を登壇からの質問といたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、佐藤正明議員の1件目のご質問。自然環境の保全についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の山、里、海の維持や管理を行う上での具体的な内容についてであります、ご案内のとおり、分水嶺に囲まれました本町の人々の営みは、森、里、海のつながりそのものであることから、環境基本計画の中におきまして、山の維持管理については、町有林の保育事業や、林道整備事業、里の維持管理については、耕作放棄地対策事業や、農地中間管理事業、海の維持管理につきましては、志津川湾海藻群再生支援事業などを推進し、未来の子どもたちのために、よりよい南三陸町の環境の保全と創造を目指していきたいと考えております。

次に、2点目の防集団地などからの汚水、排水施設整備についてお答えをいたしますが、当町では、防災集団移転促進事業の団地造成工事に当たり、雨水等の排水施設につきましては、適切に施設整備を実施しているところであります。

また、生活雑排水などの汚水処理対策施設につきましては、伊里前地区の下水道処理区域、袖浜地区の漁業集落排水処理区域を除く地区につきましては、汚水の排出元となる施設の所有者に対して浄化槽等の必要施設の整備、維持管理をしていただくということにしております。

次に、3点目の山間部地域の排水路の維持や整備についてお答えをさせていただきますが、山間部地域も含め排水路の維持管理については、随時パトロールを行い、異常の有無を確認するとともに、住民の方々からの情報などをもとに、必要に応じて修繕等を行っております。通常時の維持管理につきましては、排水路の延長を考慮しますと、人的資源や、財源につい

ても限界がありますので、地元の皆様との協働により維持管理を実施していく必要があると考えてございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ただいま答弁をいただきました。緊張しておりますので、ちょっとメモを忘れた面もあるかと思いますが、ひとつそのときはよろしくお願ひしたいと思います。

まず、山、里、海の維持管理を行う上での具体的な内容というようなことで、ただいま答弁をいただきました。分水嶺で囲まれている関係、町有林とか、あとは林道の整備等をやっていくと、そのようなお話をいただきました。その中で、今、山の管理に入ってくるんですが、町有林とか、林道等はわかるんですが、そのほかの山のほうの管理、もう間近に三陸道、南三陸海岸インター、それがまた供用開始になると。そういう中で、私初め、皆さんも三陸道をずっと通っていると思うんですが、その脇の松枯れが相当厳しい状況でないかと。やはり自然環境の中には、景観的な形もあると思うんですが、その前からの課題であります松枯れの処理等は前にも二、三伺っている面もありますが、どんどんまたふえてくるのではないかと、景観的な自然環境管理、そちらのほうの考えはどうなっているか伺いたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体の話につきましては、担当課長から答弁させたいと思いますが、ご案内のとおり、今、松くいの関係も含めまして、町内各地でそういった被害状況が散見をされるということは、今、ご指摘のとおりでございます。町としても樹幹注入を含めまして、さまざまな対応を凝らしているところでございますが、なかなか対策が追いつかないという現実がございます。そういう中で、危険を及ぼすような場所等について、土地の所有者等の問題等もございますので、町が一方的にというわけにはなかなかまいりませんが、いずれそういう危険な部分につきましては、町としても対応せざるを得ないだろうというふうに認識をしてございますので、今の南三陸海岸インターチェンジの近くというお話をございますが、その辺の松枯れの部分について、どう町として対処するかということについては、担当のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 松枯れ対策につきましては、これまでも答弁させていただいておりますとおり、特に神割ですとか、ひころですとか、それから田東といった、そういう観光地を中心に対策をしてきているところでございます。それ以外につきましては、個人の方につきましては、補助事業を導入いたしまして、松枯れ対策をし

てきているところでございます。先ほどの南三陸海岸インターチェンジ付近ということでございますけれども、実際の現地のほうは把握してございませんでして、所有者の方がどういった方になっているのか、その辺、状況を確認いたしまして、その後にどういった対応ができるのか、その辺は考えてみたいなというふうに考えているところでございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） インター付近ではなく、路線上、大分厳しいと。インター付近にも松が相当あるんですが、それも近いうちには恐らく松枯れになって、そのアクセス道路に倒れてくる可能性は十分にあるのではないかなど。そういうことを考えますと、大分危険を伴いますので、ひとつ早目に調査していただいて、財政難と言いますけれども、やはり安全確保が一番ではないかなと思いますので、その辺の付近の処理を早めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（山内孝樹君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 道路付近ということで、基本的に松枯れ対策につきましては、所有者がするというのが原則となっておりますので、一概に町が全部やるということはちょっと難しい部分がございます。ですので、そういった所有者の方なども把握しながら、どういうふうなことができるのか考えてみたいと思っております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 松枯れについては、前からも私、いろいろ協議しているんですが、所有者というような、間には所有者が入ると、そういうお話は何回も聞いておりますが、所有者との接触、その辺等はひとつ早目に対応していただいて、所有者の方たちに、二、三お聞きしますと「何、ちょっと私たち切るのも大変だ。山から収益が上がるわけではない」とか、そういうお話をしていますので、手をかけられないのかなと、そういう面もございますので、行政にとってはいろいろな策があると思いますので、ひとつその辺に関しては早目に対策、協議をお願いしたいと思います。

それで、今、松のほうから入ったんですけども、松のほか、いろいろな面でそれぞれ環境保全のためには町民の皆さん方々にそれぞれ周知をしていかなければならぬと思いますが、その辺の周知の仕方といいますのは、どのような形で考えているのか、伺いたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今回の環境基本計画をつくるに当たりましては、町の皆様方に町の状況、環境についてのアンケート調査をさせていただいております。それから、この環

境基本計画を改定いたしまして、そのときに、概要版ということで、町民の皆さん役割をこういったことをやっていただきたいとか、事業者の方々はこういったことをやっていただきたい、それから行政のほうはこういったことをやっていきますというような概要版を各家庭にお配りさせていただいたところでございますので、これからまだホームページなどについても、そういうところを充実させていきたいというふうなことで考えてございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） はい、わかりました。町民の皆さんがそれに目を通していくればいいですが、さらなる何らかの形で周知を徹底してもらいたいと思います。

それから、山林からの関係からいきますと、どうしてもFSCとかで山林等の絡みで出てくるんですが、全国的、あるいは世界的に南三陸はFSCを何しているというふうなことが伝えられておりますので、そういうあたりの周辺の環境も山林ならず山のあたりの管理関係等の考え方等がありましたら伺っておきたいと思いますが、いかがですか、町長。

○副議長（山内孝樹君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） FSC認証材ということで、10の原則、50の事項でその認証がされているところでございまして、当然、その周辺の環境整備も行っている森林ということになりますので、現在は1,300ヘクタールございますけれども、少しずつそういう対象林をふやしていかなければなというふうに考えてございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 対象林でなく、その周辺の早くいいますと雑木山といいますか、その辺のやつも大事ではないかなと思います。そういう地域からこの隈 研吾さんが言っていますけれども「美しい杉が南三陸町の杉だ」というふうなお話があるので、恐らくそういう山等も視察に来る形があると思いますが、付近の山とか、その辺が荒れているような状況が見受けられると、何だこんな形で杉が、杉はそうやっておがっているからいいんですけども、管理関係はこんな程度なのかなと、そのように思われる可能性もあると思います。周辺等の雑木山、そちらのほうの管理等はどのような考えでいるか、お願いしたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 海・里・山という流れということになれば、当然、一番の根っここの部分の山の管理ということについては、非常に重要ですし、いずれにしましても、間伐等を含めて、しっかりと森林管理ということが必要だということは認識をしてございます。ただ、我々、今、お話をありましたように、FSCということで1,300ヘクタール今やってございま

すが、基本的に、今度は個人所有の森林を町としてどこまで指導できるのかということになりますと、どうしても意思決定については個人の所有の皆さん方の部分に委ねる部分が多分にというふうに思いますので、その辺がどのような形で解決できるのかということについては、いろいろ模索はしなければいけないというふうに思いますが、いずれ個人の方々のご理解も十二分に必要なんだろうというふうに思ってございます。

なお、不足分の答弁については、担当の課長から答弁させたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 対象林以外の森林の環境保全についてということでございますけれども、小規模な森林所有者の方も当然ございますので、森林組合を中心に、今、作業の効率化といった面から森林の面積につきましては、団地化ということで進めているところでございます。そういったことで森林組合のほうと連携しながら、そういった団地化を進めることによって、いろいろな補助事業などが導入できますので、それをもとに造林ですか、あるいは下刈りですか、それから間伐といった事業も導入できますので、そういったところから環境整備に努めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 森林、杉林はわかるんですけれども、そのあたりの雑木山の関係と、それも個人所有とはなるんですけども、杉山のあたりの雑木なんかを見ますと、もう藤とか、何とかがいっぱい絡まっているような状況ですが、それは個人のだからと言われれば仕がないんですけども、その辺の関係、美観的な関係を考えますと、その辺にもやはり行政のほうでも目を向ける必要があるのではないかなど、そのように思いますが、いかがですか、町長。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、当町の8割が森林でございます。その辺の一部がF S Cということで認証された区域でございますので、それ以外の個人所有の山を美観という観点で財源を投じるということは、これは非常に難題、難しいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 確かにそうだと思います。ただ、自然環境を考えると、やはりその辺にも若干目を向けていく必要も今後あるのではないかなど、そのように思います。財政難というようなことは非常に大変ですけれども、とりあえず前向きの方向で考えてもらいたいなど、

そのように思います。

それで、今度は、山から里に入ってくる形ですが、里においては、遊休農地、そちらがどんどんふえてくると。そこから自然的に海に恵みの水とかが出てくる形でございますが、その遊休農地関係もやはり環境に対しての対策も若干あるのではないかなど。そういう形ですが、その辺について町ではどのような考えを持っているか伺いたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 遊休農地対策については、担い手不足ということが震災前からずっと指摘をいただいてございまして、遊休農地対策、あるいは耕作放棄地対策ということについては、なかなかいい方向性、その辺の打開策というのは見えない状況で現在も推移をしているわけでございまして、本当にこの場所でこういった打開策を明確に打ち出すということは現実として、なかなか実は正直申し上げまして難しいという思いもございますが、いずれ町としてもそういった対策については、いろいろ担当課のほうでも検討しているようでございますので、その辺は担当課のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 遊休農地対策ということでございますけれども、農地のほうも被災しまして、農地の営農を再開していくということで、一つには、ほ場整備事業というようなことでやっているところでございまして、ほ場整備事業によりまして、作業の効率化ですか、あるいは集落的な営農という形で遊休農地をふやさないようになようということで、そういった事業で取り組んでいるところでございます。

それから、担い手不足ということで、農地の集積化ということが一つの課題になっているところでございますけれども、現在、ほ場整備工区の中でも、在郷工区、それから西戸川工区につきましては、農地中間管理事業という事業を導入いたしまして、来年度からその事業を導入して、遊休農地対策も含めて取り組んでまいりたいなというふうに考えているところでございます。

それから、原型復旧農地などもございますけれども、そちらにつきましても、これまで補完工事をしているところがございまして、おおむねその完了をしてきてるところでございます。ですので、そういった補完工事が終了して、引き渡しする際に、営農に向けての作付誘導ということで、代表者の方などと打ち合わせをしながら、遊休化しないように現在努めているところでございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君）　被災した農地については、それぞれ復旧されると、そういう形は私も見ていればわかるんですが、それ以外の農地、当地域でもどんどん遊休農地が発生していると。何らかの特作、作物を導入してそういう遊休農地解消とか、その辺は考えているかどうか、伺いたいと思います。

○副議長（山内孝樹君）　産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君）　被災農地以外ということでございますけれども、そちらのほうにつきましても、先ほどお話をしましたとおり、農地中間管理事業、今回初めて取り組んでいる事業でございまして、そういった事業を今後も被災農地以外のところでも担い手不足のところにつきましては、そういった事業を導入いたしまして、農地を集積して、やっていただける担い手の方に集積して、耕作していただくようにしていきたいなと思っていますところでございます。

作物につきましては、ネギの産地化ということで、現在も進めているところでございますし、あとはコマツナですか、そういった作物で非常にいい結果、所得を上げていらっしゃる方もありますので、そういったうまくやっている方たちのやり方なども参考にしながら、そういったやり方についても普及してまいりたいなというふうに思ってございます。

○副議長（山内孝樹君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　佐藤正明議員もご承知だと思いますが、今、当町に地域おこし協力隊3人お入りいただいて、お一人の方は農業振興ということで、いろいろな作物に挑戦をしているということでございますが、かといってそれがどれほどの面積を使うのかということになりますと、ある意味で試験的な部分もございますので、そうそう広い面積を使うということではございませんので、なかなかいわゆるペースに乗せていくということになるまでは、今しばしかかっているのかなというふうな思いもございます。

○副議長（山内孝樹君）　佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君）　全体的なという形は、ちょっと大変ですけれども、いろいろ探ってもらうのも一つではないかなと。その中で、産業振興課長は、ピーナッツを植えているというのを私、確認しているんですが、そういう形でもいろいろ宣伝になるのかなと、そういう作柄等の少し産業振興課長が宣伝していただければ、幾らかでも遊休農地が解消される面もあると思うんですが、余り手かからぬですね。それで、一言、産業振興課長、お願ひします。

○副議長（山内孝樹君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君）　私も立場上、いろいろ農業の可能性、新しい作物ということで

は日ごろ心がけているつもりでございまして、そんな中で、ピーナッツを実際落花生をやってみているんですが、実際市場では、国内産の落花生は非常に高額ないい値段で取り扱いされているようでございますので、この地域に実際合えば、普及の可能性があるかなと思って、まだ試行の段階ですけれども、さらに継続的に検討してみたいと思っております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 済みません。突然、産業振興課長に振ってしまいまして、そのように何らかの形でいろいろ手探りしながら、遊休農地解消にお互い努めていただければ、一番強いのは行政でございますので、ひとつその辺の前向きの方向でお願いしたいと思います。

それでは、次の②防集団地からの汚水、排水設備の整備は十分かというようなことでの件でございますが、いろいろ整備はしていると、そういう形の答弁をいただきましたが、防集団地において、開発行為等の形で工事をやる場合は、昔はいろいろ条件がありまして、開発行為をやると、調整池等をつくらなければならないと、そういう規定もあったようでございますが、今回においては、防集団地、大きく開発した形ですけれども、調整池等はないと、そのように見受けられますが、それで大丈夫なのかどうか、その辺について伺っておきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 調整池でございます。防災の観点から洪水調整を目的として設置されるものでございまして、開発基準では、開発面積が1ヘクタール以上であれば原則設置が必要ということになってございます。また、河川に直接放流する場合には、河川管理者と協議が必要ということで、各団地ごとに協議を行ってございます。その協議の結果、志津川東の東地区を除くほかの団地につきましては、河川管理者のほうで河川までの防集団地の排水路が町で定める確率雨量に対して、排水が可能であるということから、調整池の設置は不要ということで回答を得まして、工事を施工してございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そういう条件で開発行為の許可を受けたと、そういう形はいいんですが、今のいろいろな構造的な面を見ますと、雨が降れば舗装になっていますし、舗装からすぐ側溝に入って流れてしまうと。たまたま今は大雨は降らないからいいんですけども、その地域を見ると、恐らく大氾濫する可能性もあるかと思います。そのときには河川に直接流れ、それが海まで行くと。そういう状態にはなるかと思うんですが、海の汚濁か何かも結構出てくるのではないかなど。そのように思いますが、その汚濁関係については大丈夫なのかどう

か、その辺も伺っておきたいと思いますが。

○副議長（山内孝樹君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 汚濁対策といたしましては、各団地ののり面に種子吹きつけなどを施しておりますし、道路につきましては、道路舗装を行っておりますし、U字溝の設置も行ってございます。泥水対策としては以上3つの点で対策を講じているところでございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。確かに今の技術においてはのり面は吹きつけ、それから路面は舗装と、そういう中はあるんですが、実際、それも完全ではないのではないかなど。その辺は私もわかるんですが、万が一出た場合のことをその辺の一気に水が出ますので、といいますのは、今後、汚濁水が海に出てしまうと、そうした場合に、今からラムサール条例で認可を受けていくというような形になるんですが、そちらのほうの関係にも影響があるかと思うんですが、そちらのほうまでの考え方についてはどうなっているか、伺いたいと思いますが。

○副議長（山内孝樹君） 復興市街地整備課長補佐。

○復興市街地整備課長補佐（男澤知樹君） 当課志津川の3団地、そして区画整理事業を所掌しておりますことから、ご答弁申し上げます。議員、ご質問の点につきましては、理解をするところであります。ただ、現在、震災からの復興ということで、町内において復旧、復興事業を鋭意行っております。河川への赤水対策とか、場合によっては環境に対する影響を評価する必要があるのかどうかにつきましても、県のほうと事業開始前に話をさせていただきました。その結果といたしましては、高台の大規模に山を切つておるわけでございますが、今回の復旧、復興事業を実施する際において、この環境アセスメントにつきましては実施しなければならないという規定はないという確認をとつて進めております。ただ、だからといって、じゃあ何でもいいのかということになるわけでございまして、事業推進課長が申したおり、防災上の観点から、大雨の5年確率、5年に1回の大雨でもあふれないという基準で、これは県の基準でございますが、これで雨水、排水等は整備をさせていただいております。

ラムサールの関係という観点につきましては、正直、事業を始めるに当たっては、まず復旧、復興という観点で我々担当課は発して、現在に至っているという状況でございます。一定程度の赤水等の対策は、当然とつてやっているというのが実態でございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 私がなぜその汚濁水のことを言うかというと、当入谷地区においては、40年前に畠総事業というのをやったんです。入谷地区全体です。そのときにやはり雨が降るたびに赤水が河川に流れ、そして海まで行ったと。そういう影響で大分海の方たちにご迷惑をかけた点がございますので、それを心配しているような状況でございます。今ですと、一応その基準内におさまるというような形になっていると。そういう形でとっているというふうなことですが、そういう形でしたら、とりあえずわかりました。そういうことがないことを望んでおきたいと思います。

それから、河川敷の部分で町のほうで河川管理関係上、植樹等をしている場所なんかが若干ある形です。それも二、三十年前にそういう形で植樹して、その管理がなされていないと、河川が木のためにすっかり覆われていたり、あとは木の関係で農地に日が当たらないと。そういう場所も若干見受けられますが、環境の基本として、そういう面をどのように考えていくか町長、伺いたいと思いますが。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、佐藤議員、どこかの場所を特定してお話をなさっているんだというふうに思いますが、現状がどういうことなのかということについて、もう少し詳しくお話をいただければと、今のお話、質問の中でなかなか明確にお答えをできるというのは非常に難しいかなというふうに、聞いていて感じしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。地域は、入大船沢付近で、正鵠の森、不伐の森として、30年ぐらい前に事業計画でいろいろ整備したような形ですが、その入大船沢の河川敷の分で、そこに桂とか、いろいろなものを植えたんですが、それが伸び放題だと。そういう形になっております。看板等においても、大分くたびれているような状況でございますので、せっかくそうやって事業をとり受けて開発しているのに、管理がなされていないと、そういう形でございますが、内容的にはわかったと思うんですが、ひとつよろしくお願ひします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 不伐の森、正鵠の森、不伐の森ということで、ある意味当時の志津川町時代の目玉の事業ということで取り組みまして、さまざまな植林等を含めて行った、あるいは整備も行ってきた経緯がございますが、今ご指摘のございました場所について、残念ながら申しわけございませんが、私、どういう状況になっているのか把握をしてございませんの

で、担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） そんなに古い時代のことではなかったと思います。あのころ、山をいろいろ100年切らない山とか、正鶴の森とかという事業がやられました。ちょうど場所は多分大船の水道の配水池があるところから、入大船沢に向かうところの中間ぐらいの左側の川だと思います。そこを保呂羽山のほうに、その山を越えると保呂毛のほうに行くという面積はちょっとわかりませんでしたけれども、そこにいろいろな樹種を植えて、山を大切にするというようなことで整備をしたと思います。残念ながらあれから二十何年ぐらいたってて、実際に適切な手入れが行われていないというのも、私、現場を直接見たわけではないですが、察するにそういう状況なのかなと思ってございます。なかなか今復興のほうで、そちらまで手が回らないということもございますが、河川管理という観点も絡めながら、そこはこれから少し見直しをしながら、現地調査をして、何らかの対処をするというようなことは必要なかもしれません。そう思っております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

とにかくいろいろな面を見ますと、自然環境ですので、全体に向けて目を向けていただきたいと、そのように思います。

それで、今度は3番、特に山間部地域の排水路の維持管理や整備の考えはということで、いろいろご答弁をいただいた形ですが、パトロールは行っているが、手がなかなか回らない面もあるので、地域の方々といろいろ調整しながら、維持管理してもらいたいというふうなご答弁でございますが、それは地域でも年に2回ぐらいずつ、道路管理関係で草刈り、その他をやっている形です。そういう中でその時期はいいんですが、冬場になると、枝葉が落ちて側溝がもうすっかり埋まってしまう。やはり地域の方たちも何回もやるのも大変なので、その辺の今後の距離的には相当な面で財政面でも大変だって、先ほど町長のほうから答弁はいただいたんですけども、その辺のやつを何らかの形でやはり対策を練っていかなければならぬと思いますが、その対策について何か考えがありましたらひとつお願ひしたいと思いますが、町長。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、基本的にはそれぞれの場所をしっかりとパトロールをしながら点検をするということがまず第一義的だろうというふうに思います。それで、長期的な考えの

中で進める場所なのか、あるいは短期的にやって済む場所なのかを含めて、その辺をいろいろ検討しながら、町としての対応ということを考えなければいけないというふうに思います。が、いずれ先ほどもお話をしましたように、やはりどうしても町だけということではなくて、地域の皆さん方、環境保全事業ということで、自分たちの住んでいる場所をちゃんときれいにしましょうという、そういう思いをいただきながら、手を合わせながら、やっていく必要も、これは当然あるというふうに思いますので、具体に今、どこの場所ということではご質問はございませんが、全体的という考え方の中では、そういう考えの中で進めていかなければいけないなというふうには思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ひとつその辺よろしくお願ひします。

あとは、地域においても環境を考えるために、それぞれ浄化槽設置などもやっている家もありますし、これから考える家もあるんですが、排水について大分苦労していると。そういうお話も大分いただいているので、道路脇には側溝がないと。側溝まで山間部ですと、排水パイプを持っていかなければいけない形になるんですが、道路としての管理とすれば、道路にはやはり側溝も必要でないかなと。その辺のない場所の側溝設置等をどのように考えていくか、ひとつお願ひしたいと思いますが。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路の側溝整備につきましては、住家があるなしではなくて、あくまでも道路管理上必要であるかどうかで設置を検討しているというのが実態でございます。当然、縦断勾配をつけければ、側溝では、先ほどのお話ではないですけれども、雨のときに浸食がされるということであれば、3面張りの側溝の整備が必要でしょうし、あと、幅員等が狭くて、できれば側溝も使ってすれ違う場所を確保しなければならないという箇所もありますので、そういう箇所であれば、ふたかけの側溝を整備するとかという、そういう観点から整備をしているという状況でございます。どうしても特定受益のために道路側溝を整備するというのは、なかなか優先度からいくと低いのではないかというふうに考えています。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 特定というようなことになると、やはり厳しいと。そういう形はわかるんですが、とりあえず地域でもそういうことを考えていますので、道路に関しては側溝が常にあるものだと、住民の方たちは思っておりますので、それとあと、先ほど申し上げたように、側溝があっても、塞がっていたのではうまくないと。地域の方たちも何回も側溝を上

げるんですが、落ち葉とか、その辺ですぐ塞がてしまうと。あけっぱなしだとやはりそういう形になるんですが、そこから物を持ち出すと産廃になるものですから、そういう面は行政においていろいろ管理をしてもらいたいと思いますが、町長、いかがですか。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一番最初に町長が申し上げたとおりでございまして、町でやる一つの限界もございますので、そこは地域の皆様方と協働でお願いせざるを得ないというのが建設課としての考え方になります。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 限界だということは、本当に何ともあとは言えないんですけども、とりあえずやはりそちらのほうにも何らかの策で考えていただければ、地域の方たちも非常に助かるのではないかなど、そのように思います。予算の都合だと言えば、それまでになってしまいますが、そういう考え、今後何らかの形で考えてもらいたいということで、山間部の排水路の維持管理の整備については終わります。

最後に、自然がもたらす自然環境がもたらす中での恵みの資源があると、そのように私、思うんですが、先日、たまたま新庁舎の工事での辺を視察しながらうろうろしていたんですけども、地中熱、そちらの井戸掘削で工事をやっていたのを確認しました。そうしたら、井戸は100メートル掘削されているんですが、70メートルあたりから水がどんどん吹き出てきていると。そして、100メートルまで掘った時点では、日に360トンぐらい水がくめるような状況だと。そういう形でいろいろ調べてみたんですが、新井田断層で地下水が発生していると。その水等を今後の庁舎とか病院に利用できないかどうか、今後の考えですけれども、町長、そういう資源、そういうものの活用の考えがあるかどうか伺っておきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の地中熱の関係で、掘っていって70メートル近辺から水が出てという話は、実は申しわけございません。今、佐藤議員から初めてお聞きをさせていただきました。水等も含めて資源というのは大事なものでございますので、それがどれくらいのトン数ということも調べてその辺はいろいろ町としても対策は講じなければいけないというふうに思います。いずれそういう資源については、大事にしていきたいというふうに思っております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 確かに経費がかかる形はあるんですが、今、井戸水も大分雨が降らないために、渇水時期、それと同等の時期で水不足の形があるので、そういう地下水の資源、経

費がかかったにしても、ひとつ採用していただければ非常に助かるなと思います。今後ご検討をひとつお願いして、1問目の自然環境についての質問を終わらせていただきます。

○副議長（山内孝樹君） 2件目を続けてください。

○2番（佐藤正明君） 通告2件目になります。質問相手は、教育長になります。質問事項、文化財の整備及び維持管理について。町指定の文化財などにおいて、長い間整備や維持管理が行われていない状況のものもあると。今後の整備、または維持管理の方法について次の点をお伺いいたします。

1つ、指定されている文化財の状況は。

2つ、文化財の整備または維持管理の計画は。

3つ、町指定の銘木の管理状況は。

というようなことで、以上3点をお伺いいたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 佐藤正明議員のご質問、文化財の整備及び維持管理についてお答えさせていただきます。

現在、町指定文化財は、有形文化財5件、民俗文化財16件、記念物22件、合わせて43件でございます。東日本大震災後の調査により、有形文化財1件、記念物3件の指定解除を平成26年度に行い、道路工事による移植や、塩害等により経過観察中の天然記念物、植物が3件ありますが、現在は順調に生育しているところであります。

無形民俗文化財の郷土芸能に係る道具等については、流出、破損したものを文化芸術振興費補助金を活用して、6団体で整備し、練習に取り組み、活動中でございます。

町指定文化財の管理につきましては、町文化財保護条例に基づき、指定する際に所有者の同意を得て指定書を交付しており、所有者等は教育委員会の指示に従い指定文化財の管理をしなければならないことと規定しております。

また、管理や修理において、多額の費用を要する場合、予算の範囲内で費用の一部を補助することができることと規定されているところでございます。順次、指定文化財の状況を確認しながら、適宜、対応する予定としております。

次に、町指定の銘木の管理状況につきまして、お答えさせていただきます。町指定文化財とは別に、町指定銘木として、旧町時代に指定したものでございまして、本年1月に松くい虫被害により1件指定解除しており、現在7件の町指定銘木がございます。管理状況につきましては、銘木周辺の除草管理が主に行われているところです。こちらもまた、指定する際に

は、所有者の同意を得た上で、指定書を交付しております、指定文化財同様に管理等につきましては、所有者は教育委員会の指示に従い、管理するものと思います。また、銘木に係る保存、樹勢回復等の管理経費等につきましても、同様と思われますが、銘木に係る指定や要綱が流出したため、現在、整備中でございます。以上でございます。

○副議長（山内孝樹君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○副議長（山内孝樹君） 再開します。

佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 2件目の答弁をいただきました。それでは、①から入っていきたいと思います。

指定されている文化財の状況はというようなことで、箇所数は43件というようなことでお話をいただきました。その中の現地の状態とか、状況等、それぞれ把握されてあるかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 町の文化財については、私が教育長になってから議会でご質問をいたいで、そして文化財の場所について確認をしたほうがいいのではないかという話がありました。そのときから一応時間を見つけて歩いておりまして、ほぼ大体確認しております。ただ、なかなか行けないところもありまして、行けないところは行けないというか、最近、実は佐藤議員からご質問をいたいで、それを受け、町の担当と一緒に位置を大体確認してございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 教育長には忙しい中、ご苦労をおかけしました。私も二、三歩いたんですが、文化財とか、あと遺跡、そういう関係、それぞれ合併する前から指定とか、あとは指定に伴って、そこへ標柱を立てたり、看板を立てたりしているような状況でした。それがいまだ手つかずで、標柱は倒れているやら、看板がもうさびて、切れている。そのような状況ですので、ひとつそちらのほうの整備の考え方があるのかどうか伺っておきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 佐藤議員、おっしゃるとおりでございます。私も歩いてみて、実際に新しくつくったところもございます。ただ、標示板が朽ちて内容のわからないようなものもございます。これにつきましては、今年度から順次新しいものにかけかえるような取り組みをしてございます。具体的には、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 今のは文化財の標柱等々ですけれども、今年度から戸倉地区のほうから被災した状況を確認しながら順次かえられるものについては新しいものにかえていくというふうなことで計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） もう少しこの戸倉のほうからどっち方向に行くのか。それと、年に何基ぐらいずつ手をかけていくか、その辺のもし計画がございましたら、お願ひしたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 予算の都合がございますので、今年度につきましては50万円ほどの予算で、十二、三基程度という状況の中で進めたいというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 生涯学習課長、どちらの方向になりますか。

○生涯学習課長（阿部明広君） 戸倉のほうから順次北上するような格好にしていきたいというふうに考えています。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） はい、わかりました。今年度から順次というふうなお話ですね。平成28年度ですね。あとわずかですけれども、大丈夫ですね。

○副議長（山内孝樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 申しわけございません。今年度につきましては、既に発注済みでございまして、もうそろそろでき上がるというような形でございます。標柱の種類もいろいろその年その年で予算の中での整備というふうなことでございますので、今回から統一できるようであれば統一できるような形で標示サインをしていきたいというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） はい、それではよろしくお願ひしたいと思います。

戸倉のほうから入谷に向かってですね。そして、志津川、歌津と、そういう方向で進めると。

完全なる計画でひとつお願ひしたいと。

それで、標柱と標示板等の手入れをしていただくと、こういう約束はいただきましたので、本当だとこれで終わりなんですけれども、どうしてもこの文化財というのは、恐らく当地区においては600年ぐらい前のやつがほとんどでないかと、そういう形に思われます。当地区においてもカイジュウダンとか、ハナヨウガイとか、そういうのがさまざまあるんですが、そういう地区、入谷地区にとっては今ひころとか、あとはいりやどとか、さんさん館とか、それぞれ観光客とか、あとは研修に来て、その地域を散策するとか、そういう場所を恐らくめぐっていくかと思います。ですので、看板、あるいはあとそのほかにその場所も限定されると思うんですけれども、地権者もあると思うんですが、場所にも若干手をかけていただければ、非常に助かるんですが、そちらのほうの考えはいかがですか。

○副議長（山内孝樹君） 9番阿部 建君が着席をしております。

答弁、佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員、おっしゃるとおり、私も歩いてみて、所有者の方ともお会いして、今、お話しになったように、600年だとか700年だとかという大分年数のたったそういうものもございます。それで、周辺の様子を見たりすると、確かに荒れているというわけではないんですけども、これでいいのかなという感じもします。それで、後でご質問あるかと思いますけれども、整備だとか、管理については、町の文化財の保護条例の中では所有者が管理をするということになっているものですから、その辺の問題が一つ引っかかりまして、今後町としてどうしたらいいのかというふうなことが今後の課題であるということです。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 浩みませんでした。後でというようなこと、財産の整備とか、後で2番目に挙げていたんですけども、1、2番一緒にやらせていただきますので、ひとつ整備については所有者もあると。あとは所有者がやらなければならぬと、そういうお話でしたが、ある1カ所については、信倉の千人塚、通常私たちは「千人仏千人仏」と言っているんですけども、本当の名は千人塚となっているんですが、そこなんかはやはり所有者もあるんですが、両脇に太い松、やはりここも松なんですけれども、松枯れしているものですから、やはりそれにしても所有者も本来ならば手をかけねばいいんですけども、所有者も大分年齢的な面もあるので、やはりその辺は、何らかの文化の保護の関係においても、その辺の整備等の考えがあるかどうかその辺を伺いたいと思いますが。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 文化財に関して、いわゆる保護、整備に関して、非常に悩ましいところがそこでございます。町としてこれは大変貴重なものであるということ、それから後世に残したいということで指定しているわけでございますけれども、個人所有ということがどうしてもネックになっていると。それで、全部調べたわけではございませんけれども、全国的にどうなっているのかということを調べましたら、ほとんどやはり個人で管理をするということになってございます。では、町としては何もしないのかというようなことになりますけれども、文化財保護条例の中で、先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、予算の範囲内で一定のいわゆる費用負担はするということになっております。ただ、その一定の費用負担というのが、十分な額ではないということなので、その辺はちょっと問題かなど。具体的には、担当課長のほうから申し上げさせていただきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 今の補助の話が出たんですけども、文化財に指定するということで文化財を保護していくというふうな考え方なんですけれども、先ほどお話をしたとおり、所有権が個人にある場合については、個人で管理していただくというふうな形なものですから、指定した上で何もしないというわけにもいきませんので、補助制度を今後検討していきたいというふうには考えてございます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） はい、補助制度を考えていただきたいと、力強い意見をいただきまして、ありがとうございます。

といいますのも、千人塚のほか、歌津の千本桂、そちらにおいても、枝が枯れてぶら下がっていると、そのような状況です。恐らくそちらの方もやはり年齢的に管理が大変なので、なかなか手がかけられない状況ではないかなと、そういう形もございますので、ひとつ「予算がないない」ということを言わないで、できるだけ予算を確保してやっていただきたいと。

あとそのほか、「予算がないない」と言って、復興で一部復旧した場所はあるんですが、その辺の道路が急で狭くてわからないので、復旧しても今度そこへ上がっていくのに厳しいような状況なんです。そのときに、保護の方にお話をしたんですけども「何かこの辺に手すりをつけないと、ここら辺上がれないで、そういう柵等も考えたらいいのではないか」と言ったんですが、やはりそこも予算だと。予算ばかりではないとは思いますが、そこを視察に来て、転落してけがをしてはうまくないので、予算の確保だけは十二分にやっていただきたいと思います。県のほうから恐らく来るんでしょうね。その辺の考え、県のほうにど

の程度まで予算要求されているか。

○副議長（山内孝樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 今、おっしゃっている場所がどこかちょっとわからないんですけれども、必要なところにつきましては、調査させていただいて、必要な対応をとりたいと思います。今、歌津のほうの魚竜化石のほうにつきましては、階段をつけて行けるような整備をいましていいるところでございますので、そういう形でできるものについては検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） はい、場所は朝日館の登り口です。ひとつ現地を確認して、対応等を考えていただきたいと思います。

あと千本桂についてはおわかりですね。

震災の影響で、貴重な文化財が流出とか、破損した形ですが、重要な文化財でございますので、今後の管理に十分に気を張って、ひとつお願いしたいと思います。文化財の整備維持管理については終わりまして、最後に、町指定の銘木の管理に入りたいと思いますが、ことしの1月に、銘木の指定解除が1カ所あったと。それは松ですね。松くい虫でいろいろ延命処置をとったんですが、やはり松くいには負けてしまったと。その松についても樹齢600年と、そういう中でございますので、そういう病気にかかってしまうと、本当に一瞬で終わってしまうというような形ですので、今後まだまだそういう銘木はあると思いますが、どういう形で今後それを管理していくか、その辺を伺いたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 貴重な町の宝であります銘木、残念ながら松くい虫で伐採をしたということで、実はその場所にも先日伺いました、そして、所有者の方ともお話をしました。その松以外にも、その場所には大変すばらしい相当古い木がございます。でも、管理は大変だなという思いをしてまいりました。繰り返しますけれども、やはりどうしても銘木等につきましても、指定した場所については、個人の所有の場所なものですから、この辺の一つのそういう条件があるということで、この辺のことを少し検討していかなくてはならないと。ただ、いずれにしても、町の宝で後世に残す必要のあるものでございますので、できる限りのことを今後やっていかなければならないと思っております。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そうですね、貴重なものでございますので、今後後世のために、ひとつ

いろいろな管理に目を向けていただきたいと、1年や2年でなる銘木ではございませんので、その辺についてさらに目を配って管理等をお願いして、一応私の質問をこれで終わらせていただきます。

○副議長（山内孝樹君） 以上で、佐藤正明君の一般質問を終わります。

通告4番、高橋兼次君。質問件名、1、防災対策について。2、公共施設の整備について。3、磯焼け対策について。以上3件について一問一答方式による高橋兼次君の登壇、発言を許します。7番高橋兼次君。

〔7番 高橋兼次君 登壇〕

○7番（高橋兼次君） 7番は議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

質問事項は防災についてであり、一問一答により町長に質問させていただくものであります。要旨といたしましては、自然災害発生時における本町の避難体制は万全かというようなことであります。当町は津波常襲地帯に位置しております。これまでにも数々の大災害に遭遇し、甚大な被害を被ってきたところであります。東日本大震災の体験を踏まえ、今後も発生が予想される自然災害にしっかりと対応できる避難計画でなければならないものと思うものであります。その内容は十分か、町長の考えを伺うものであります。以上、登壇よりの質問といたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 高橋兼次議員の1件目のご質問、防災対策についてお答えをさせていただきます。

当町における防災対策につきましては、平成26年3月に、東日本大震災の教訓を踏まえ大幅な修正を行った南三陸町地域防災計画に基づき実施をいたしております。この地域防災計画は、南三陸町防災会議が作成をいたしました。国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正を踏まえての防災対策の強化、さらには最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善など、実態に即した見直しを随時行っております。また、昨年の台風10号による岩手県岩泉町の水害の教訓を踏まえ、内閣府が示す避難勧告等に関するガイドラインの改定が平成29年1月に行われたことから、当町における避難対策についても現在見直しを図っているところであります。

現在の自然災害発生時における避難体制については、災害の種類、予想される災害の規模などにより、避難勧告等の基準、職員の配備体制、情報伝達の手段をあらかじめ定めており、

とりわけ大規模災害が予想される場合には、全国瞬時警報システムとの連動により、職員の参集を待たずに、自動的に同報系行政無線での放送や緊急速報メールを配信し、住民だけではなく、観光客などの一時滞在者に対しても注意喚起可能な体制をとっております。

しかしながら、近年の自然災害は、大規模化、多様化しており、特に頻発する豪雨災害については、各地に甚大な被害を及ぼしております。当町においても現在、31の区域が土砂災害警戒区域等に指定されており、今後も増加する見込みであることから、避難体制についても隨時総合的な見直しが必要になるものと考えております。

また、防災対策には、地域の自主防災組織、消防団、防災関係機関等との連携が重要なことから、今後もより一層、連携を密にして、防災対策を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（山内孝樹君）　高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君）　はい、それでは、防災対策について時間と会期を気にしながら、スリムに質問してまいりたいと思います。

今、本町の防災計画は防災会議により策定されたと。この中でいろいろ国、県との連携をとりながらされているということですが、その防災会議の中で志津川中学校が県の土砂災害警戒特別区域に指定されております。この中の内容等々を若干は知るところではありますが、この志津川中学校が土砂災害ですから、後ろに山があるからこれが崩れるのかなというようなことなんでしょうが、指定された根拠、県の考え方をお示しいただきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　志津川中学校が災害危険区域、土砂災害危険区域に指定をされたということで、防災会議の中でもお示しをさせていただいて、その中で志津川中学校、あるいは教育委員会のほうでこういう対策をとるというふうな方向性が示されましたので、まず、志津川中学校としてのその対応について教育長から答弁させたいと思いますし、それから、県のなぜここがということについては、危機管理調整監から答弁をさせたいと思います。

○副議長（山内孝樹君）　佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君）　志津川中学校が今指定を受けたということで、学校には避難訓練等についてその状況に応じた対応をするようにという指示はしております。具体的には担当課長のほうで話したいと思いますので。

○副議長（山内孝樹君）　教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君）　志津川中学校の土砂災害危険区域ですけれども、昨年も何回か

ございました大雨が降りますと、土砂災害危険情報が出ます。その際には、基本的には校舎に子供が残っている場合もございます。その際には、状況に応じてになりますけれども、基本は水平避難ということで校庭にということになります。ただ、雨の状況によっては校庭に出ることがかえって危険な場合がございますので、その際には垂直避難ということで2階以上のところに上がっていくということになります。校舎の裏側、武道館とかありますけれども、そちら側が指定されておりますので、あと教員になりますけれども、そちらのほうには目を光らせて、よく言われます石ころが転がってくるですとか、音がするですとか、そういうものには十分注意しなさいということにしてございます。

なお、あとはできる限り早期の子供の避難と。可能であれば途中で授業を打ち切って、帰すというふうなこと、これも可能であればということです。途中がどうしても川を渡って下校せざるを得ない子供もおりますので、それが危険だと判断される場合にはそれも学校待機ということを選ばざるを得ませんので、そういう形で対応をとらせていただいております。

○副議長（山内孝樹君） 危機管理調整監。

○危機管理調整監（村田保幸君） 志津川中学校の土砂災害警戒区域の指定についてでございますが、土砂災害警戒区域につきましては、県が独自で地図等でリストアップをいたしまして、そこから現地調査、土質、傾斜等の調査をいたしまして、県が指定をいたします。

これにつきましては、その後、県が地権者のほうに説明をいたしまして、土砂災害警戒区域につきましては、その後、町のほうで住民のほうに説明をするという段取りになってございます。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 避難指示、学校に出されたことはわかりましたが、県がその指定した理由がちょっといまいちわからないのかなというような感じなんですが、例えば、指定したということは、相当危険性があるというようなことであるんでしょうが、この裏山の土質、あるいは土量、この辺あたりの明確な資料、県の考え方というのは示されておるんでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 危機管理調整監。

○危機管理調整監（村田保幸君） そちら辺の基準につきましては、危機管理課のほうには示されてございません。指定につきましては、県のほうから地図上で当初、傾斜等で等高線等で指定をしますもので、それから県が調査をするという形になっております。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 補足をさせていただきたいと思います。

これまで土砂災害については、ハード面でしっかりと守るというのが基本でございました。ところが余りにも数が多いので、それではなかなか対応ができないということで、時期的なことは忘れましたけれども、ある時期から事前にわかるものであれば、ソフト対策も必要だろうということで、危険区域の指定が始まってございます。その中で、今お話をあったとおり、まずもって現地ではなくて、図面上で危険な箇所をリストアップをさせていただいてございます。その中でリストに挙がる一つの基準といたしまして、地山の傾斜度を重要視、それから、たしか集水区域、それと下に建物等があるか、公共物があるかどうか、その3点を総合的に判断して、まずもって調書を作成をすると。その次に、現地に赴いて、先ほど申したとおり、土質等も調べて、総合的に判断をされて、危険であるという判定になったものでございます。こまい数字がいろいろあるんですが、ちょっと今資料を持っていないものですから、なかなかお示しはできないんですが、大ざっぱに申し上げますと、そういう手順で進んでいけるという状況でございます。

○副議長（山内孝樹君）　高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君）　そうすると、その危険と判定されるその裏づけ、そういうのが出ているんだというような今の説明でよろしいですか。そうすると、土量が何ぼあるかもわからないわけだよね、はっきり言ってね、まだ。わかっているの。

それをなぜ聞くかというと、今、避難指示、学校側にしたと。それで、垂直避難は校舎、何か情報によると2階以上というようなことになっているんですね、土量が多いと、すぐ後ろに崩れてくるときに、校舎でいいのかなというような不安があるんですよ。ですから、土量が幾らかということを聞いたんですよ。その辺あたりは大丈夫なのかなと、そう思うんですが、もう1回どうですか。

○副議長（山内孝樹君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　しばらく調書を見ていないので、土量があったかどうかわからないですが、もし土砂崩れが発生した場合、その到達地点、どこまで影響があるのかということをたしか表示をされていると記憶をしてございます。一般的には、10メートル、20メートルを超えるような土石が堆積するような土砂崩れというのはよほどのときでございますので、中学校においては、背後はそういう高い山ではないので、そういうことを判断すると、2階、または3階の避難で十分だろうという判断だと思います。

○副議長（山内孝樹君）　高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君）　たびたび現地、校舎の裏を土の中までは調べませんが、大体山を見ると、

どの程度崩れるかわからないけれども、相当の土量があると思います。ある土量が全部崩れるわけではないと思いますが、土量的には裏側、あるいは東側とありますので、相当なものがある。そのときに校舎避難というのはどんなものかなと。万全を期すためにはそこまで考えたわけですが、それで、この土砂災害警戒情報が発表された場合、原則として生徒を保護者に引き渡すと。そういう対応方針であると。その保護者への連絡、また保護者不在の場合の対応、あるいは引き渡しルールとか、そういうものはつくっておるんでしょうかね。

○副議長（山内孝樹君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 避難、保護者への引き渡しのルールということでございますけれども、志津川中学校においては、きちんと決めてございます。まず、伝達の方法としては、基本的には広報でそういうものが発せられましたということを受けまして、学校からそれぞれ個人の保護者さん、ほとんど入っておりますけれども、メールを発信しまして、迎えに来てくださいというふうなことをご連絡すると。引き渡しについては、基本的には必ず担当教員が1人ずつ引き渡すということにしてございます。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 大概はできるんだろうなと思いますが、それがどの辺あたりというか、隅々まで行き渡っているか渡っていないかです、考えが。

例えば保護者へ連絡をしたと。保護者が不在だと。保護者の親族が何か頼まれてきたと。後で津波の引き渡しの場合も出てくるんですが、そういう場合に、一つの例として、頼まれた人は他へも迎えにいかなければならないという場合もあるわけです。例えば隣の子供を迎えに来たんだけれども、自分の子供も迎えにいかなければならないというような場合も出てくるわけです。そういう場合の対応というのをどのように考えているかということです。

○副議長（山内孝樹君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 基本は、原則として保護者ということになります。議員おっしゃられるようなケースもあろうかと思いますが、仮にそこで事故に遭いますと、頼まれた方も大変不幸な状況になろうかと思います。ですので、基本は保護者ということへの引き渡しということにしております。

それから、あと、連絡方法ですけれども、特にメールと言いましたが、いわゆる携帯、こちらのところで配信をしております。どうしてもつながらない、あるいは迎えに来られない状況の児童生徒については、来るまで学校のほうで保護するというふうなことにしてございます。

○副議長（山内孝樹君）　高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君）　その辺あたり、その起きたときに戸惑いのないように常に保護者との連携をとってやるべきであろうなと。

その中で、どの時代、どの地域で起きるかわかりませんが、保護者並びに学校側、先生方、これかわっていくんですね。いつまでもいるわけではないんですよ。生徒もかわっていくんですよ、当然保護者もかわるんです。そのときに、しっかりと伝達をしていかなければならないかと思いますが、その時点時点で訓練などをするような考えはないですか。

○副議長（山内孝樹君）　ちょっとお待ちください。

質問の相手は町長でありますのでね、その辺をお忘れなく答弁のほうをお願いしたいと思います。佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君）　議員お話しのとおり、この子供たちの命にかかわることについては、学校では繰り返し訓練をしております。それから、引き渡しについても、誰に事前に渡すのかというようなことは学校で把握しております。それから、職員の入れ替わりだとか、それから保護者がかわるという場合も、その都度しっかりと遗漏のないように、訓練等をしております。今後もこれを継続させていきたいなと思っております。

○副議長（山内孝樹君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　教育長が質問相手ではございませんので、私からも答弁をさせていただきます。

学校という単位ではなくて、南三陸町全体ということの考え方でお話をさせていただきますが、ご案内のとおり、昭和35年のチリ地震津波以来、町としてずっと避難訓練を継続してやってまいりました。それがある意味、町民の皆さん方にとっての防災に対する意識の高揚ということにつながってきたのは、これは大変事実そうだというふうに思います。いずれにしましても、東日本大震災を経験しまして、11日を防災の日と位置づけまして、町としてもいろいろな訓練等を実施しておりますので、今後とも町全体として災害で命を失わないと、そういうふうな目標をしっかりと打ち立ててございますので、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君）　高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君）　これから町長に答えてもらおうかなと思っていたんですけどもね。そういうことですのでね、しっかりとそのときにつまずかないような、常にそれが自然と出るような、そういう体系でありたいものだなと、そう思っております。

それで、この志津川の中学校、あえて考えてみますと、南三陸町というところがなくなつても、学校は残るのかなと。最後まで残る学校ではないのかなと思うんです、私はですよ。どういう意味かご存知だとは思いますがね。であれば、やはりそういう学校であれば、土砂災害をとめるような土どめ工事とか、そういうこともする必要もあるのではないかなと思うんですが、町長、いかがですか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 学校があの場所に現実にあるということを考えて、しかも土砂災害危険区域ということの指定ということですので、基本的に町として、子供たちの安全を確保、担保するということになれば、高橋兼次議員の意見もうなづけるというふうに思います。いずれにしましても、どのような対策が必要なのかということについては、総合的に検討させていただくということでご理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今ここで、すぐに土どめ工事をしますというのはなかなか言えない部分もあろうかと思いますが、世の中が変わってきまして、子供たち1人も犠牲を出さないようやはり町としての対応をすべき、考えるべきだと、そう思っております。

その中で、津波について、津波の避難について、被災3県で見直しの指針を出したわけですよ。ところが3県まちまちなんですよね。まちまちで中でも宮城県は余りにも現場を配慮し過ぎたのかどうか、現場に迷いが生じるような内容の判断じゃないのかなと、そう感じるんですが、その辺の県の考え方を町長はどのように受けとめておるか。岩手県と宮城県、福島県、これで避難の生徒の引き渡し方針が打ち出されたんですけども、岩手県は、ちなみに一番厳格に、現場の不安を取り除くような、そのような見直しをしたんですよ。ところが宮城県は余りにも現場を配慮し過ぎているのかどうか、現場で迷いが生じるような見直し指針になったということなんですが、その辺あたり、町長はどのように。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、被災3県等の中で、宮城県の対応、あるいは指示、考え方というのがちょっと他県と違うということのお話でございますが、私はずっと思っているのは、基本的には県が一律で災害想定とか、避難想定とかって、県の想定が果たして町として実態と合うかということを常に思っておりますので、今、教育長とも確認をさせていただきましたが、南三陸町としては、南三陸町として子供たちの生命を守ると、これに第一義的に取り組む必要があるというふうに思いますので、宮城県は宮城県として、これはどこの地域、どこの自

治体ということを限定して、彼らは決めるわけではございませんので、宮城県全体としてということの考え方になりますので、どうしても被害想定も全く違います。それから被害のあり方も全然違いますので、ここは南三陸町独自でやっていきたいというふうに思っておりま

す。

○副議長（山内孝樹君） ここで昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分。

午前1時59分 休憩

午後 1時09分 開議

○副議長（山内孝樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋兼次君の一般質問を続行します。高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 午前中、答弁をいただきましたが、県は県としても、やはり地域に合つたそつのない避難体制をつくるべきなんだろうなと思いますので、今後とも詳細に調査の上、進めさせていただきたいなど、そんな思いであります。

それから、特に最近騒がれるといいますか、心配されているんですが、津波の警報、注意報が発令になると、漁船の沖出しがあるんですね。これはどうしても漁船、漁業者にとれば、命も大事だけれども、船も大事だというような、何というか昔から伝えといいますか、そういう習性があるみたいで、なかなか危険を冒しても沖出しをする。避難をするというようなことが続いているんですが、この沖出しの漁船避難のルール化を町として、漁業者、あるいは関係機関に呼びかける必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 漁船が津波の際に沖出しをするというのは東日本大震災のときもそういう事例がございました。無事だった方もいらっしゃいますし、そうでないこともありますたんだろうというふうに思いますが、いずれにしましても、船は、こういう言い方をすると大変失礼なんですが、買い換えることができます。ですが残念ながら命はそういうわけにはまいりませんので、まずは命を最優先ということの取り組みということが非常に大事だと思います。したがいまして、漁協も含めて、関係機関と連携しながら、今ご指摘のありましたような沖出しのルールということについて、いろいろ考えていく必要あるんだろうなというふうに思っております。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○ 7番（高橋兼次君） ぜひ命も、そして船も守れるようなルールづくりに取り組むべきなんだろうなと思います。

例を挙げますと、もう既に取り組んでいる県、地域があります。青森県のむつ市関根漁港ですかね。それから階上町の小舟渡漁港などでは、漁船の避難ルールづくりに取り組んでおりまして、ここに県が手を出しております。宮城県あたりは、このようなことの考え方というのはどうなっているんでしょうね。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 県とも防災の関係でいろいろ議論を交わしてきた経緯がございますが、今の件について県としてそういう方向性を出しているというのはちょっと聞いたこともございません。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○ 7番（高橋兼次君） いろいろと機会あるごとに水産県みやぎとか、そういう言葉が乱発するというか、そういうふうな流れで今来ているんですが、そういう割には届かない、県の考え方というものがあるように思えてならないんです。これならずですね。ですから、県はいずれにしても、我が町では、漁船の数も多いわけですので、先ほど言ったように、所有者の命もそして漁船も守れるようなルールづくりを町がリードして、そして取り組んでいきたいなと思いますので、もう一度。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えば、一つの例で申し上げさせていただきますと、津波避難の津波浸水のシミュレーション、そういうものもなかなか県の策定がおくれているということもございます。私も危機管理課のほうに指示を出したんですが、先ほども言いましたように、それぞれの自治体で被災状況、あるいは浸水状況というのはこれは全く違うわけでございますので、県の策定を待たずに、南三陸町として津波浸水のシミュレーション、そういうものをつくるべきだという話をしておりますので、いずれ県の考え方には全て同調といいますか、同じようにするというわけにはまいらない部分も多々ございますので、南三陸町として、安全安心という観点の中から策定をしていきたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○ 7番（高橋兼次君） 必要であれば、こういう資料もありますので、提出しますから、ぜひ取り組んでいただきたいと、そう思います。

次に、2件目であります。公共施設の整備というようなことで、3点ほど町道の維持管理、

あるいは老朽化が進む町営住宅の改修、それから、前者も申し上げましたように、排水溝に
関して質問したいと思いますが、きのうもいろいろとこういう事柄については関連があり、
質問が出されておりますので、余り重複しない程度で早目に進めたいと思いますので、よろ
しくお願いします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目、公共施設の整備ということについてお答えをさせて
いただきたいと思います。

1点目のご質問で、増加する町道の維持管理と今後の整備計画ということについてであります
が、現在、町が管理する町道につきましては464路線、約287キロメートルとなっておりま
す。町道全般の管理につきましては、町内を4ブロックに分割いたしまして、年間を通じて
維持修繕を行うべく建設業者に業務を委託しております。

また、簡易な維持修繕、除草等については、直営にて実施しているところであります。

道路橋については、社会資本整備総合交付金を活用して、5年ごとに町内の橋長2メートル
以上の橋りょうを対象に、近接目視による点検を実施をいたしております。

また、平成27年度には、橋梁長寿命化修繕計画を作成し、計画的な維持修繕を行いまして、
長寿命化を図っていくこととしております。復興事業等の進捗により、町道が新設、改良さ
れているところであります。今後は、財源も厳しくなることが予想されますことから、町
道の維持管理につきましても、修繕計画を策定して、計画的に実施をしていくということが
大切だと考えております。

町道の新設改良につきましては、現在、社会資本整備総合交付金を活用して、3路線で道路
改良事業を実施しております。昨年12月には国道398号線と戸倉団地を結ぶ町道戸倉線の道路
改良が完了したというところでございます。

さらに、今後の町道整備についてであります。平成25年度に作成をいたしました整備計画
に基づいて路線の整備を進めていきたいと考えており、各地区からは道路の新設整備につい
てご要望をいただいているところであります。道路整備に当たり解決しなければならない
課題もありますので、それらの解決に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問の老朽化が進む町営住宅の改修についてであります。当町の町営住
宅は、東日本大震災により全体の6割以上が流出または損壊し、現在管理している既存の住
宅は11団地、136戸ということになっております。そのうち、木造の住宅については、昭和35
年から昭和40年代に建築されたものであります。既に耐用年数を経過しております。非木

造の住宅についても、昭和40年代から50年代に建築されたものであり、間もなく耐用年数を迎えるものであります。このように、老朽化が進んでいる状況から、一部の既存住宅においては、入居者が退去した後の募集を中止しております。15戸を空き家としてございます。これらの現状を踏まえまして、老朽化した既存の町営住宅については、必要な修繕を行った上で、入居が可能な住宅は入居の募集を実施をいたしますが、それ以外の住宅に関しては、今年度策定した公共施設等総合管理計画に基づき、やむを得ず発生した災害公共住宅への空き戸への入居を促進し、順次住宅の用途廃止の手続を行って、解体を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の質問の震災による地盤沈下への対策についてお答えをします。

東日本大震災により、当町では約70センチメートルの地盤沈下が確認されています。震災から6年が経過しようとしているところであります。時間の経過とともに、沈下量は徐々に回復をしてきていると聞いております。しかし、町内においては、大雨の際、道路が冠水し、通行止めを実施しなくてはならない路線も存在します。冠水が生じる路線につきましては、冠水の状況等を確認の上、路面を高くするなどの対策を行っているところであります。現在、町内を4地区に分け、それぞれ維持管理業者を配置しているところでありますが、大雨による冠水時には強制排水を実施し、交通の確保を図るため、対処している。そういう状況にございます。

○副議長（山内孝樹君）　高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君）　きのう、きょうと、この道路について質問があつたわけですが、このふえている道路、それからこれまで使ってきた道路、相当傷んでいる。被害を受けた道路もありますので、その辺の道路、町道が未修理、未整備、そういうところがかなりあるような気もします。それから、大分前に、震災時に相当使われた道路の整備というようなこともお伺いしておったわけですが、当時は、なかなか難しい問題もあるので、退避所を設けるなどの策を講じたいというような答弁もあったんですが、その辺はまだ進んでいないと。全体的にこの町道を整備するに当たって、これからどの程度時間的にかかるのか。それで、その財源というのはどのように充てていくのか。この辺あたりをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（山内孝樹君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　先ほどちょっと答弁をさせていただきましたが、簡易な修繕等につきまして、今直営で4人の職員の方をローテーションで配置をしてございまして、そういった町内各地区で簡易な部分については修繕をさせていただいているという状況でございますが、

それ以外の少し大きな修繕事業ということにつきましては、先ほどお話ししましたように、修繕計画の中で、順次進めていくということになろうかと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

なお、質問への私の答弁の漏れたところについては、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって、未修理の箇所でございます。復興復旧事業により、かなり交通量がふえているということで、当初造成したときの交通量が違っているので、大分傷んでいる箇所がございます。この箇所については、いずれ、工事終了後に全面的な補修をしたいというふうに考えてございます。ただ、それも国の補助金をあてにしているということで、今、示されているのが1回限りということでございますので、大変工事中間で補修をかけるのはなかなか難しいかなと考えてございます。いずれただ安全性も確保しなければならないということですので、そこは最低限の安全を確保できるような小規模な補修はそれぞれしていきたいというふうに思ってございます。

それから、新しい道路の整備と、それらの修繕の工期でございますけれども、なかなか修繕につきましては、平成32年までに復興事業を終了させるということもございますので、いずれその前後に施工するようになるかと思います。

それから、改良系の部分でございますけれども、基本的には町長が回答したとおり、いろいろな課題がございますので、その課題を解決し、その後ということになりますので、なかなかいついつまでにこの部分というのは明確には申し上げられませんが、いずれ町、建設課に来る要望の中で、漁港と道路が一番要望が多いわけでございますので、そこは鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 復興、復旧工事をしている中での整備ということだから、内容については理解しないわけではないんですが、いろいろと危険性をはらむような場所も出てきておりますので、早急に整備すべきだなと思うんですが、その維持管理、今、軽微なものは4人の体制で直営でやっているというふうなことでありますが、前にもこの維持管理について、専門部署が必要ではないかというような話もしたんですが、どうでしょうね、これから土地も大分利活用が難しく、これから手のかかるような、そういう状態になってくると思うんですよ。財産の管理をする上で、専門職が必要ではないのかなと思うんですが、いかがでしょう

か。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災に関連しての道路の補修の関係でございますが、今は建設課長が答弁したとおりですが、実はこれは宮城県の町村会でも以前から少し問題になっておりまして、我々は直接的に被害を受けた地域ですが、内陸部で被害を受けていない市町村がございます。そちらのほうから土を沿岸部に運ぶということで、大変ダンプ等の交通量がもう著しく多くなったということで、内陸部の市町村も道路の補修について復興庁を含めていろいろ議論、要望等を行っているんですが、一部直しているところもあるんですが、ただ、残念ながら、それもすべからくというわけには現状としてはまだいっていないということもございますので、ただ、うちの場合は、まだ現実に工事が続いているということもございますので、そういった補修等については、いずれ工事が終了後ということにならざるを得ないんだろうというふうに思いますので、ひとつご理解をお願いしたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 直営班のことでございますけれども、基本的には簡易な補修を主にやってございます。いずれある程度人数をふやしても、現況を考えますと、簡易を超える範囲のほうが結構多ございますので、そこはやはり専門の業者に委託をしたほうがよりよいものができるのではないかなどというふうに考えてございます。当然、人力でやれる部分は限界もございますので、ある程度数量がふえれば、機材等の購入も当然しなければならないという問題もありますので、そこは直営のほうが早いという部分もございますが、なるべくならば、委託のほうでしっかりと管理をしていきたいなというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 何をやるにも財源が根底にあるわけですが、町民に対する利便性を考えた場合には、ある程度の財源の拠出もやむを得ないのかなと、そんな思いであります。いろいろと町道整備については、これから時間がかかるような、そのような答弁であります、一日も早く、もとに戻していただきたいというふうな町民の思いでありますので、この辺はよろしくお願いしたいなと、そう思います。

それから、住宅について、きのうもありましたが、公営住宅の空き戸の利用等々を踏まえながら対応していくというような話であります、それで全て対応になるんでしょうか。今百三十戸何戸と言いましたか。それで対応できない部分については、よく話を聞きますと、地震など来ると潰れそうでおつかないというような話も聞いております。そういうようなところ

は、逐次改修すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 特に木造につきましては、50年以上経過しているものが大部分を占めているという状況でございます。震災前に住宅のストック計画の作成を合併前から両町で作成をしてございます。それによりますと、老朽化した住宅については、建て替えをするという計画でございました。残念ながら、その老朽化した住宅も含めて今回被災をしたということで、その計画は当面凍結をさせているという状況でございます。震災前は全体で約400戸ございました。そのうちほとんどが老朽化したということで、数の多い少ないはございますが、建て替えの予定でございました。今回につきましても、いずれよくいう古家の造作ということで、改修をしても、やはり限界がございますので、そこは今災害公営住宅の空き戸の部分もございますので、そこの中での総合的な判断が必要ではないかなというふうに考えてございます。きょうのお昼のニュースでちょうどその話題が出ましたけれども、県内で2025年に五千戸くらいの空き家が発生をするという内容でございました。いずれ我が町の災害公営住宅の入居者を見ましても、どうしても高齢化というのがあらわれております。いずれ公営住宅の中で生活ができない心身の問題で、施設に行かなければならぬとか、そういう方たちも当然ございますので、いずれ少し長い目で見たときに、改めて、建て替えするのか、補修をするのか、やはりそこは選択をせざるを得ないなと思っています。今のところ、古いものについては、順次災害公営住宅の空き戸のほうに移っていただくという考え方でおります。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 結果からいいますと、対応できない部分については、いろいろと空いてくるのを待つと、そういうことになるんですかね。高齢化とか、そういうことによって、公営住宅に入っている。災害住宅に入っている方々が空いてくれば、老朽化した住宅に入っている方々を移していくと。そのような考え方になるんでしょうかね。余りにも何か何ばか安いといったって、家賃を取っているわけですから、それなりの対応はしなければならないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に今いろいろお話をいただいておりますが、今の既存の町営住宅とかというそういう個別個別でお考えをするのではなくて、今災害公営住宅、これほど完成をして、そこに現実に空き戸もあるということも考えますと、町の住宅ということでの総合

的にこれを検討しなければいけないというふうに思っておりますので、今、建設課長が古家の造作というお話をしましたけれども、そういう緊急的な部分はあるかもしれません、基本的には総合的にこの町の住宅対策ということでの視点で考えなければいけないというふうに思っております。

もう一つ、あと我々検討しなければいけないのは、現在町営住宅にお入りになっている方々の家賃、今度は災害公営住宅に入ってくるということになりますと、その辺の家賃の問題等が出てまいりますので、その辺の緩和措置をどうとるのかということとか、そういう総合的にいろいろ検討する必要があるというふうに思いますので、ひとつその辺は含めてご理解をお願いしたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君）　高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君）　理解しないわけではないんです。理解はしているんですけども、現実が現実なものですから、余り負担をかけないような、そういう対応をしていただきたいということあります。

それから、3つ目に、先ほどもありました、そして午前中にも前者が山岳、山のほうでの排水路の件で質問したんですが、これ、海につながるわけですよね。70センチの沈下があったということで、徐々に戻って来ているというのは答弁であります。現実戻っていないような気がします。ある1カ所でありますが、ほかにも何カ所かあるんですが、1カ所であります。岸壁だけがかさ上げされて、排水溝の部分はそのままなんです。だから、満潮になると排水溝がいっぱいになるんです。水の下に隠れるということで、そういうときに大雨が降った場合にはどうなるかということなんです。そういうことに対応する考えはあるのかないのかということなんです。

○副議長（山内孝樹君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　先ほど地盤沈下の関係で戻っているというお話をさせていただきました。これは事実戻ってございます。国土地理院のほうでこの6年間でこの地域約40センチほど戻っているということです。大体年間5センチ前後ということになってございますので、着実に戻ってきていることは間違いございません。この先もどのようにこれが戻っていくのかということについては、残念ながら、我々も想定をできかねるという部分もございます。前にちょっと建設課長に聞いたんですが、昭和35年のチリ地震津波の際に、大地震がチリを襲って、その後に地盤がどんどん戻って、地震の前より1メートル以上上がってしまったというそういう事実がございますので、この件だけはどうも想定が全くできかねるということです。

具体的の答弁については、建設課長から答弁させたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 考え方は今町長が申し上げたとおりでございまして、基本的に生活に支障のある部分については、恒久的な対策はこれからも地盤変動があるということを踏まえるとなかなかできかねるという部分がございます。ただそうしながらも、生活がございまして、いずれ応急的な措置はとりながら、当面その地盤変動の動向を見ざるを得ないなというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 全く大変な想像もつかないような地球も生き物ですからね。そういうことなんですが、日常の生活には、あんまり支障を来さないのかなとは思います。支障を来すのは何かのときなんですよ、何でも。そういうときの対応なんですよ。排水路をやり直すというようなことは、なかなか今の状況の中から見て無理だろうなと、そう私も思います。ですから、洪水にならないような、側溝の排水路の部分だけのかさ上げというものが必要かなと。そこじやあありませんよ、そこでは。そこまでやるというと大変な工事になりますから。脇の部分だけかさ上げして、上流のほうまで持つていけば、余り経費がかからないで防げるのかなと。そんな素人の思いもあります。いずれこういうところが町内に何カ所あるか調査して、そして対応していただきたいなと思います。そういうことで2件目を終わりたいと思います。

次に、3件目、磯焼け対策についてであります。

海水中の栄養塩確保で藻場再生拡大を図り、水産資源の増大につなげるべきと思っておるんですが、町長の考えはいかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 磯焼け対策ということですので、お答えをさせていただきますが、初めに、海中の栄養塩の確保についてということですが、現在、宮城県気仙沼水産試験場では、志津川湾内に11カ所の調査ポイントを定めて、年に6回、奇数月に湾内の栄養塩調査を行っております。この調査は、震災前から実施をしております。震災前後で調査結果を比較してみると、震災直後は一時的に栄養塩の減少が見られたものの、現在は回復をしております。栄養塩の状態は、植物プランクトンや、海藻類の生育に特に影響を及ぼすレベルではないと現在は考えられております。一方、海藻藻場の現状を申しますと磯焼けの進行が懸念されているところであります。磯焼けの原因といたしましては、幾つかの要因が考えられて

おりますが、そのメカニズムは大変複雑であります。一般的にはウニなどによる食害や海水の透明度低下、水温上昇とか、栄養塩の減少など、さまざまな要因が挙げられているというところであります。

現在、町におきましては、漁協の志津川支所の青年部、東北大学と連携を図りまして、野島付近に試験区域を設定して、ウニの除去試験を行っております。調査結果を見ますと、現時点では、ウニによる食害の影響が大きいことから、磯焼けの進行を抑えるためには、ウニの密度を下げることが重要であると考えております。磯焼け対策につきましては、これまで漁協への情報提供、さらにはウニの開口をふやすなどの働きかけをしてまいりましたが、今後もより効果的な方策を関係機関と協力を講じていくことで、水産資源の増大を目指していきたいというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君）　高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君）　磯焼け対策です。これはずっと前から磯焼けについては、全国的に叫ばれて、いろいろな取り組みが行われているわけですが、なかなか特効薬といいますか、そういうものも見つからないままここまで来たわけであります。

そこで、今、栄養塩という説明、答弁ありましたけれども、やはり栄養塩が少ないとどうしても磯焼けを起こすと、その他の理由もありますがね。栄養塩というものは、担当課も栄養塩って何ですかというようなことでかなり悩んでおったようですが、栄養塩、要は水の中の食い物ですよ。栄養分ですよ。これは地場、この辺の河川からいろいろな腐葉土を通じた水が流れ出すもの、あるいは親潮が運んできたもの、さまざまあるわけですが、今、またそのほかの栄養塩の供給というものの取り組みが行われてきております。これは後で紹介しますけれども、そういうことで、初めに県の試験場で、環境の収容力等の調査、これが行われたんですが、これはアワビの浮遊幼生の出現状況とか、あるいは稚貝の発生状況とか、ウニの分布、それから海藻の繁茂状況とかいうのは、こういうものが行われたんですが、平成26年に。これは担当課あたり、こういう情報を得ていますか。

○副議長（山内孝樹君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君）　発生状況や繁茂の状況などについての調査した結果ということですね。申しわけないんですが、把握してございません。

○副議長（山内孝樹君）　高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君）　結果として、どうも理解しにくい部分もあるんですけれども、幼生は比較的出現が高かったんですけども、再生産に最低限度必要とされる成貝の分布密度という

のが低いというような結果ですよ。それで、震災後に放流されたものも確認されたようであります。平成26年ですから、平成27年以降、これはやはり資源量が減少していくということが確認、示唆されたということでありまして、キタムラサキウニ、これも調査されて、これもかなりふえているということではあります。このほかにも植食性巻き貝、どういう巻き貝の分類だかちょっとわからないんですが、コシダカガンガラとか、ヤマザンショウカというのがあるそうなんですが、これも間接的に磯焼けの要因になるというような結果がありました。こういう結果が出ておりますので、今後の参考のためにももしこれから調査をするようになるのであれば、関係機関から取り寄せて、いろいろと調べてみたほうがいいのかなと思います。

原因の一つとして、先ほど町長が言いましたけれども、ウニだと。ウニ説ずっと続いています。まだまだ有力です、ウニ説は。これをどうするかというようなことではあります。今のところ、開口以外にないというようなことではあります。これをもっと積極的な利用をし、そして漁場管理をやはり残していくかなければならないのなかなと思いますが、その辺、どうでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど申しましたように、今、磯焼けが実は顕著なのが野島のほうでございます。そちらのほうで漁協の青年部と東北大学と連携しながら、ウニの除去をやっていくんですが、結果を見ますと、やはりウニの影響というのが大きなというの結果として出てきているんですよ。ですから、先ほどちょっと開口の回数をふやすとかというお話をさせていただきましたが、ただ、どっちかというと潜水でという話もまず前にもしたことがあつたかもしれません、なかなかそもそも量がとれない。開口が一番だというふうなお話も漁協の皆さんにもお話を聞いておりますが、どういう手立てを講ずれば、そのウニの除去ということについて、最大の効果、よりよい効果が得られるのかということは本当にまだ検討しなければいけないのかなというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 追いかけっこといいますかね、これは持続してやっていかなければならないんだろうと。ただ、これだけの要因ではないんですね、最近になってよくわかつてきたのが、海水のアルカリ性が弱くなっている。海洋は酸性化が進んでいるというようなことが、日本沿岸で起きていることが初めてわかったそうです。その原因は、その大気中の二酸化炭素の濃度が上昇し、陸から流入するその汚染物質がその影響しているのではないかというよ

うな、そういう可能性があるというようなことです。この汚染物質というのは何かといふことになるんですが、要は、陸地から我々の生活の中から流れ出すものなのかなと。そういう思いもあるのでね。今後、行政としてこういうものは注視していくべきなのかなと。

また、ラムサール条約の登録というようなことも控えておるわけですので、やはりただラムサール条約は自然を保護するというような観点であります、人の力を加えて、やはり磯焼けをとめていくということもこれからやっていかなくてはならないのかなと思うんです。その辺あたりの調査等が必要ではないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、ラムサールのお話をありましたけれども、まさしくラムサーム条約の申請ということに向けて、この磯焼けの調査、歌津地区にも広げてやりたいというふうに思っております。今、さまざまな議員のご意見も頂戴いたしましたが、まさしくそういった自然環境、あるいはそういった漁業環境、これが豊潤な志津川湾でございますので、その辺はしっかりと我々としても未来に、次世代につなげるような漁業ということが非常に大事だと考えておりますので、取り組んでまいりたいと思います。

それから、いろいろ詳しいお話、汚染物質等のお話をいただきましたが、これも含めて、科学的見地、そういう分野の専門の先生方にもいろいろとご指導とか、ご指南もいただきながら、この問題には取り組んでいかなければいけないんだろうというふうには思います。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そういうことでありますのでね、まだまだあるんですが、先へ進みたいなと思うんですが、参考までに、酸性化の進行が早かったのは、日本で石巻が一番です。それから女川です。情報を見てびっくりしましたけれども、その辺まで来ているのかなと思います。

それで、最後に、磯焼け対策について、栄養塩の供給と先ほど言いましたが、人工的な栄養塩の供給がこれから必要になってくるのではないのかなと。それで、栄養塩というのは、潮の流れの速いところ、あるいは海水の上下流、入れ替わり、そういうところに多いそうなんですが、なかなか深くなっていくと栄養塩は少なくなっていくというような調査の結果も出ております。

そこで、北海道の日本海側、これは特殊で、黒潮の関係で、やはり栄養塩が少ないというようなことであります、寿都町ってあるんですね。ここで磯焼け対策の一環として、施肥ブロック、聞いたことがありますかね。要は堆肥をブロックと混ぜたものといいますかね。これ

を海中に投入して取り組んでいると。これは栄養塩不足の解消及び海藻の生育促進というのが図られていくと。それで、これは栄養塩濃度の調査の結果、やはり高い数値が確認されました。それと、海域のその海藻から施肥ブロックの成分に取り組んでいるかいないかを調べた結果、やはりこの効果を受けた可能性が大だと。この検証をするための安定同位体比分析試験というのがあるですね。我々はちょっとわかりませんがね。これによると、やはり堆肥を海藻は食っているんだというような結果が出ました。これを我が町でもこれから考えていく必要があるのではないのかなと思いますが、いかがでしょう。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その今のご説明、初めてお聞かせをさせていただきました。いろいろそういういった専門的なお話の中で、こういう方向、対策というか、そういうものもあるよというご指摘でございますので、我々も資料等を集めながら、その辺は研究をしたいというふうに思いますが、いずれ今の件について、産業振興課長からも答弁をさせたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 施肥ブロックということにつきまして、昨年にちょっとそういう情報に触れる機会がありまして、国の補助事業などで今試験的に実施していると。環境上の法律の問題とか、あと実際の投資対効果とか、そういういたところのさまざま課題整理をしながら研究をしているというふうに聞いたものですから、いずれそういった情報も集めながら、前向きな検討が必要だろうというふうに認識しておりますので、今後も情報収集してまいりたいと思っております。

○副議長（山内孝樹君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この施肥ブロックってね、要は従来は魚かですかね、そういうものを使っていたんですが、最近になって、水産加工副産物と、要はいろいろな要らないところでよ。それと木材の肥料というか、そういうものを寝せたものを町で出すんだと。これを海中に投入して、二、三ヶ月で溶解というか、溶け出すんだというふうなことで、その周辺にはそれだけのやはり認めざるを得ない数字が上がっていると。そういうような実証例があります。やはり豊じょうの海をこれから後世代につなげていくには、いつかなくなるんじやないか、この程度ならなくなるんじやないかということではなくて、一步も二歩も進んだ取り組みが必要なのではないのかなと思います。

それで、一つ提案したいんですけども、今、あまころ牡蠣について、水産庁の事業でやつ

ていますよね。これはあと1年で終わりですよね。あと次の事業を何をやるかというのを模索しているそうですよ。「こういう取り組みを事業化されたらやりますか」というような問い合わせもありました。ですから、「やるのは私ではありませんと。行政がやるんです」というようなお答えをしました。ですから、その辺あたりももっと調査、探ってみて、将来に有効な海のあり方を求めていただきたいなと。提案をいたしまして、質問を終わります。

○副議長（山内孝樹君） 以上で、高橋兼次君の一般質問を終わります。

通告5番及川幸子君、質問件名、1、住居が定まらない人への住居支援策について。2、職員（臨時職員含む）勤務体制について伺う。3、観光振興に向けた取り組みについて。以上、3件について一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。3番及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） 3番及川幸子です。ただいま登壇より、町長に対しまして1点目の住居が定まらない人への住宅支援策についてということで、住宅再建が進み、町に活気が戻りつつありますが、それに伴い、仮設も集約されてきています。しかしながら、仮設は最後には取り壊しになります。今後、住居が定まらない人も出てくると思いますが、延長期間が過ぎた後の住宅支援策をお伺いいたします。以上、登壇より終わります。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の1件目のご質問、住居が定まらない人への住宅支援策ということについて、お答えをさせていただきます。

ことし2月末現在のプレハブ仮設住宅の入居状況についてお話をさせていただきますが、入居戸数が657戸、入居率にして29.9%となってございます。それで、今月末、3月末を想定しますと、約360世帯ということでございますので、約半分まで落ちてくるということになります。そして、ことしの9月末になりますが、その時点になると、70世帯ということになります。来年の3月ちょうど1年後は30世帯ということになる予定で今現在調査が終わってございます。

防災集団移転の宅地造成が昨年12月に完了いたしました。災害公営住宅も今月中に全て整備完了する予定となっておりまして、被災者の再建も急速に進んできているという状況にあります。町では、このような状況を背景にいたしまして、応急仮設住宅供用7年目につきまして、特定延長方式を導入して、仮設住宅の入居期限を定めたところであり、これに伴い特定延長対象世帯を除き、ことし4月から8月にかけて順次契約期間が終了していくということになります。

被災者の再建につきましては、町の独自支援制度の創設を初めとする制度的な支援と再建方法に合わせた説明会、相談会、個別訪問等による一人一人との対話から、円滑な再建に向けて支援を行ってきたところであります。現時点では移行確定まで至っていない世帯も残っております。関係機関連携のもとに、情報提供、相談支援の対応をしている状況であります。

また、再建先が決まっていながら、経済的不安等の理由により転居できず、仮設住宅にとどまっているケースもあります。引越し補助の概算払い等の移行支援を行いながら、再建までつなげていきたいというふうに考えております。現時点で再建移行が確定しない、応急仮設住宅利用世帯は9世帯でございます。供用期間も迫ってきてのことから、現在全庁体制で相談支援等を行っているところであります。町といたしましては、供用期間内に被災者全ての方が再建できるように全力を挙げて支援をしていきたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　ただいまのご答弁の中で、来年、30世帯というございました。そしてまた、その後も決まらないで、経済的理由で残る方が9世帯あるということです。やはりこの家を建てる、それから復興住宅に入るといつても、一番は経済的負担なんだろうなと。家を建てるにしても、何百万円で済むわけがない。何千万円かかる。そしてまた、働き手がなければ、借りても返すことができない。当然だと思います。こうした中で、こういう9世帯、アンケートや相談に乗って歩いていても、このぐらいの世帯が出てくるということが多分出てくるんだろうなという中での質問なんですが、そういう人たちの先ほど経済的理由とありますけれども、そういう人たちはもちろん家も建てられないと思うんですけれども、復興住宅にも入れないということは、多分ひとり暮らしだと思われますけれども、今までぐるっと相談、アンケート、こうした中から見えてくるというものはどういうものが理由があったのか、教えてください。

○副議長（山内孝樹君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　それぞれの個人個人のご家庭のご事情というのは多々あると思います。そこの中での一番の根っここの問題は今、お話しのように、経済的な問題だというふうに私も認識をしてございますので、その辺の不安を何とか解消しなければいけないということを含めて、いろいろ相談業務に担当課が当たっているわけでございますので、その残りの9世帯の方々がどういう思いで、なかなか再建移行、前に進めないのかということについて、担当課長のほうからその辺、ちょうど職員が回っていろいろお話を聞いていると思いますので、答弁をさせたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 再建移行がまだ未定の方9世帯ということでございますが、これは現時点で9世帯ということでございまして、内訳といたしましては、仮設住宅に5世帯、それからみなしの仮設に4世帯という状況でございます。この方々につきましても、昨年の特定延長を選択する際に、もう1年以上前からこういった状況になりまして、この時点までには次の住居を決定しなければいけなくなりますよといったアナウンスはずっとやってまいりました。その中で、一旦は決まったり、その後やはり撤回したりということで、昨年の7月現在では30世帯ほどあったんですけども、職員が電話なり、訪問して相談に当たり、現在9世帯まで減ってきているという状況にございます。この方々につきまして、特に仮設の5世帯につきましては、この後、8月までに退去期限が来るということでございますので、そこまでに次の住居を確定させるべく、いろいろ相談に乗りながら、親身になって支援をしていくということで、現在も取り組んでいるところでございます。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この中で復興住宅に入って数カ月になんですけれども、滞納が出ているということも聞かされておりますけれども、こういう方々がまた入るところがなくて復興住宅に行っても、また滞納がかさんでいくのかなと考えます。そうした場合、さてさて、当町の所得というものが年々どうなっているんだろうということを見ると、やはりゼロから100万円の所得の人たちは、震災後、平成25年度は90%、平成26年度は88%、平成27年度は85%、去年平成28年度は81%と、若干は減っておりますけれども、まだこういう所得の人たちが多ございます。復興住宅の空き戸が出ているからそこに移るのは簡単なことですけれども、それにまで至らない人たちがいるんだなということをただいまの説明、そしてまた今までの流れから見ますと、そういう人たちが大分數人でもいるという現実を見ました。こうした中で、以前にもお話をしましたけれども、復興住宅だけではなくて、そういう人たちのために仮設住宅を何とか使っていくことができないものかということを考えるわけですけれども、そのような考えがあるのかどうかお聞かせください。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 仮設住宅の考え方ですけれども、あくまでも仮設住宅につきましては、災害救助法による一時的仮住まいということで、そこからお出になって、つい住みかをつくっていただくということで、町としても災害公営、それから防集の造成ということで、何度も見直しをしながらやってまいりました。現状として空き戸なりが出ているという

ことでありますので、十分に整備は終わっておるといった状況にございます。まだ再建先が決まらないということは、選べないというような状況でございまして、特に入れないとすることではないというふうに我々思っております。いずれにいたしましても、災害公営を選んでいただくなり、防集の宅地を選んでいただくなり、それから賃貸のアパートとかという3本ぐらいが考えられるのかなと思いますので、その辺の最終的な選択をしていただくということで現在、相談に乗って、最終的な再建方法を決めていただくということになっております。

○副議長（山内孝樹君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　冒頭の説明では、経済的理由からということを申し上げておりましたね。私も今、この中からそういう所得ゼロから100万円の人が80%もいるんですよということを話をしました。行くところがないのではなくて、経済的理由で行かれないということが明確だろうと私は判断いたします。

そうした中で、仮設というのはわかります。特措法でできたものでありますから、最後は国に返さなければいけないということで、国の判断だということはわかります。そうした中で、こういう経済的理由でどこにも行かれないという人たちがこれだけいるという中で、国にお願いして活用できないかなということを今質問をしているわけです。そういうことでもう一度お願ひいたします。

○副議長（山内孝樹君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦　浩君）　仮設の入居の条件として、昨年来、特定延長ということで、公共事業等の影響で、ついの住みかへ入居できない方を特別に措置するといった状況で今進んでございます。冒頭に経済的理由によりといった世帯もございましたという内容の答弁でございましたので、その辺はよろしくご理解をしていただきたいと思いますし、残された5世帯が全てそういう経済的理由で入れないんだといった答弁ではございませんので、その辺はちょっと受けとめ方をよろしくご理解していただきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　何だかこの5世帯とみなしの4世帯、9世帯だけが経済的理由で、私はそう受けとめたのではないです。全体に見るとこのような所得の水準、ゼロから100万円までの人人が80%もいる中だから、往々にしてそういう経済的理由の人たちがいるという判断に基づいて言っているんです。この残った人9件だけがそうだというのではないです。その辺、間違いないようにお願ひいたします。

復興住宅に入っても、そうして高齢者の人もいるし、滞納が始まっている。以前、建設課長の答弁では、高齢者だけが滞納でないですということも聞かされております。そうした中から考えると、やはりアパート代のほかに復興住宅は共益費というものもかかります。年金生活の人であれば最低で両方で1万円以上の共益費とアパート代がかかっていきます。そういう中で、年金暮らしの人たちはますます大変になって、2人年金であればいいんですけれども、再三私もこのことについて言っておりますけれども、1人年金、国民年金の方などだと、食べていくのも大変なぐらいです、光熱費とアパート代共益費払って、医療費払ってというと大変でございます。簡単に生活保護と言いますけれども、どんな人でもプライドがあります。最後まで生活保護を受けるということに特にこの地方の人たちはプライドがあります、抵抗があります。そういう簡単な問題ではないと思うんですよね。そこを町の施策として、そういう底辺の人たちも救うための手立てをこの仮設住宅を使ってできないものかと、今私はここで言っているわけです。今後そういう考え方があるのかどうかお願いします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 日本にはいろいろな社会保障制度がございます。本当に低所得者の方々に対しての制度等も整備をされてございます。個別で南三陸町として、そういった所得の低い方々に所得補償といいますか、そういった現金をお渡しするという、これは正直制度として、これは全くできない問題だというふうに思います。そういった及川議員のご質問でございますが、残念ながらこの問題について町として取り組むというわけにはなかなかまいらないというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時29分 開議

○副議長（山内孝樹君） 再開します。

及川幸子君の一般質問を続行します。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 先ほどの町長答弁の中で金額的なものを話されましたけれども、私は何も金額的なことを要望したわけではありません。じゃあついでというか、所得のパーセンテージを読み上げたので、もう少し踏み込んでみると、去年の申告から見えてきたものの中で、年金生活の人たちが何%いるのかわかっている範囲で、それと去年の申告内容をお聞

かせ願いたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 年金のことの質問かと思いますが、私の申告の際に雑収入として年金の収入の申告もあるんですが、ちょうど私の手元に昨年度確定している分ですので、平成27年度分、平成28年度に課税した分の年金の収入額をまとめたものがあります。これはあくまでも申告された方々のということになりますので、件数でいうと5,100件ほどで47億円の収入があるということです。これには遺族年金とか、障害者に支給される障害者年金等の非課税年金はもちろん含まれていないということでございますので、課税の対象になる年金の収入額はこのような状況になっているということでございます。

申告の状況ということでございますけれども、多分収入の状況が申告の中でどのようになっているのかというような質問と捉えて回答をさせていただくんですが、その前に、先ほど議員がおっしゃいました所得階層のことで、ちょっとそれとはまたこれは別ですので、その辺はお間違いないように聞いていただきたいんですが、先ほど資料で読み上げた所得というのは、課税される段階での所得ということで、その家庭家庭の収入額ではございませんので、100万円の所得、例えば年金生活者ですと、所得控除というのが年金の控除が130万円ありますので、それを引いた残りが逆算すると年金生活者の所得ということになってくるので、それにその所得金額に130万円を足してその収入額を見なければいけないというふうな部分もございますので、その辺はそういう内容になっているということを確認の上で、また、漁業収入ですと、もちろん経費等を引いて残った金額、それからいろいろな控除があって、最終的に所得が確定するというような部分もございますので、所得がその家庭の収入の実態をあらわしているものではないというのはご注意いただければと思います。

その上で、昨年度までは課税所得の部分で全体の事業収入等のご説明をさせていただいた経緯がございますが、今回申告された時点での収入で申し上げますと、営業等の漁業やその他の収入ですと、117億円ほどの申告でございました。農業については、8億円でございます。不動産収入では5億円ほど。それから譲渡所得は昨年ですと、震災関連もございまして11億円ほどとなってございます。そのほかにも退職の収入だったり、山林関係とかあるんですが、代表的なところで申し上げますと、今のような数字になってございます。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、年金受給者5,100件ということで47億円、その中には障害年金、遺族年金、これは税の対象から外されるので、これは47億円には含まれていないです

よね。それと営業収益の漁業が117億円、というと給与者の収入は何%になるんですか、金額でもいいですし、パーセントでもいいですからお知らせください。

○副議長（山内孝樹君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 大変失礼しました。給与収入は申告された件数ですと6,900件で172億円という数字が出ております。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい、ありがとうございました。

このゼロから100万円までの去年の所得というのが81%と言いましたけれども、それには経費を除いた所得ですよということが説明されました。中で、私は先ほど町長が答弁で話しましたけれども、現金をばら撒けとか、そういうことを言っているのではないです。当町ではこれだけ低い収入の人たち、全体的に低いというそういうことを言っているんです。低いので、何も県とか、国から指示されたように、空き戸が出たからそれに全部入れましょうではなくて、やはりせっかく膝を交えていろいろみなしひ設、残っている仮設を歩いてお話を聞いているのであれば、そういう低料金で入れるような施策を考えてはどうかということを申し述べているんです。そういうことを踏まえて、ただいまの町民税務課長の説明でもあったようなこういうような町内の実態ですので、それを踏まえていただいた上で、もう一度ご答弁願います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 住宅の関連のご質問で、先ほども高橋兼次議員からご質問をいただいた際に、私、お話を申し上げさせていただきましたが、誘導をしていくためには、家賃の問題、これは一つクリアしなければならない問題だろうということで答弁をさせていただきました。その中で考えなければいけないのは、例えば激変緩和措置とか、そういう問題を我々、一つ一つまず解決しながらその辺の誘導をしてくということが大事なんだろうということで答弁をさせていただきましたが、私としてもそういう考え方をお話ししましたので、いろいろ考えていきたいというふうに思いますが、いずれそういうことだというふうに思います。ただ、低収入の方々に無償でということとか、なかなかその辺は難しいということについては、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 当然無償というまでは私は話していません。低料金でということをもう一度つけ加えさせていただきますけれども、復興住宅に入っていると、アパート代と共益費

を二重にかかるんですよ。その上に光熱費、そうするとひとり年金の人、国民年金の場合ですると月に6万円から7万円なんです。そういう中でそのような光熱費、アパート代を払うと、そして医療費、またお医者さんにかかるとなると、それだけでも大変なんです。そういうところを考えていただいて、低料金のそういう仮設を利用した、そういうところを配慮してもらいたい。そういう仮設を利用させてやってはどうだろうかという施策としてそれを考えてもらいたいって申し上げているんです。今の答弁では、ただとはいかないけれども、考えていくというような町長の答弁をいただきました。

次に、そうですね、ただいまの町民税務課長の答弁である程度町内の実態というものを把握することができましたので、不動産と譲渡所得が11億円ということは、去年の申告の中から出ていたということは、被災した土地を売った譲渡所得が去年の申告にもあらわれてきていたのかどうか、その辺をお伺いいたします。譲渡所得の中にこの11億円という譲渡所得の中には去年の申告の主な要因は何だったのかお伺いします。

○副議長（山内孝樹君） ちょっと待ってください。ちょっと質問のこの内容が飛び越え過ぎているのではないかと思うんですけども、いかがなものでしょうかね、そこまで伺ってもよろしいのかどうか、口を挟むようですが。

○3番（及川幸子君） それによって質問が。

○副議長（山内孝樹君） それでは、町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） お見込みのとおりで震災に関連するものが含まれていると思います。先ほど説明で済みませんが、所得と申し上げましたが、これは譲渡収入でございますので、訂正させていただきます。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） なぜ聞いたかというと、今まで経済的理由で入れないという人たちが出てきたという中で、そういう家を流された土地、そういう土地を売った人たちも大勢いると思うんですけども、このように経済的理由でどこにも行けないという人々はそういうものがあったのかどうかということです。経済的理由の中にそういうことまで把握してあるのかどうかということです。アンケートなり、こまいみなし仮設まで行って、相談したという中には、そういうことも含まれていたのかどうか。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ちょっと質問の内容をよく理解しかねるんですけども、仮に譲渡所得等があれば、その方々というのは経済的理由というか、逆に所得があるので、何ら

問題はないのではなかろうかと推察されます。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、主な要因としては多分家族ではなくて、高齢者の人たちが迷っているというような解釈でよろしいですか。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 個々の事情は皆さんそれぞれ違いますので、今、議員がおっしゃられたような内容の方もあろうかと思います。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そういう人たち、今空き戸がかなり出ていると聞きました。集約が14団地が残るということで、復興住宅の空き戸がかなり出ているようですけれども、それを全部被災者だけではなくて、これからは一般の人にも開放されるということなんですけれども、それはいつからの予定なのか。そしてまた、その14団地が残るということなんですけれども、入谷、戸倉、沼田、吉野沢、平成の森、5カ所で間違いないでしょうか。14団地が残るというのは、そのように聞いたんですけども、残す仮設の件ですけれども、もう一度お願ひします。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 残すと申しますか、拠点団地になっている箇所8カ所と、順次自然消滅といった形で残る仮設住宅が6団地ありますので、この14団地については平成30年度以降の解体のスケジュールになるのではないかという現在の想定を申し上げました。いずれ平成29年度になりますと、県のほうの入札等が進んで、正確な解体戸数やら決定していくと思われますが。現在では平成29年度までにその14団地以外は全ては入居者がいなくなるという見込みであるというふうなことを申しておるわけでございますので、よろしくご理解をお願いします。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、平成29年度には14団地が残るということですけれども、地区がわかっているのであれば、後でいいです。それを教えてください。

それでは、先ほど当町の施策として弱者の人たちに入居の問題についてはもう一度考えてみるという話なんですけれども、最後に、町長にもう一度、その辺のご答弁をお願いいたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しの答弁になって、大変恐縮でございますが、仮設住宅にお入りに皆さん方、最終的には場所がかわって、新しいいの住みかにお入りをいただきたいということで、そのように誘導を町としても積極的に取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、基本的に今さまざまな収入の問題等ございますので、その辺は家賃の激変緩和措置を含めて、家賃の問題については我々も検討をさせていただくと。そういうことで再三答弁をさせていただきますが、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、2点目に入ります。

2点目は、職員の勤務体制について、1点目、職員の時間外勤務内容についてお尋ねします。それから、2点目は、保母、保健師、介護福祉士、ケアマネジャーなど、専門職の給与体系をお伺いいたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、職員の勤務体制についてお話をさせていただきます。

まず、1点目、職員の時間外勤務内容についてであります。職員の時間外勤務につきましては、震災直後のような長時間勤務はないというふうに思っております。それでもなお、これから新たなまちづくりに向けた各種の事業を計画どおりに進めるためには、復興関連工事の各種資料の作成や、時間外に開催する住民説明会など、正規の勤務時間内では処理しきれない業務については、時間外勤務として対応せざるを得ないという状況であります。職員1人当たりの月平均時間外勤務時間についてでありますが、平成23年度の15.7時間をピークに減少傾向で推移をしており、平成29年1月末日時点における月平均の時間外勤務時間は、10.9時間ということになっております。また、職員の時間外勤務は、所属長の事前命令により適切に行われているものと思っておりますが、その状況については総務課でも把握しております。なお改善の必要が認められると所属については、所属長から状況を聞き取り、現状を把握しながら、時間外勤務の縮減に向けて、業務や事務の改善に努めているところでございます。

今後につきましても、復興事業の計画的に進捗するためには、一定程度の時間外勤務が発生することはやむを得ないものというふうに考えておりますが、職員の健康維持、増進を図り、限られた職員数で効果的に業務を進めることができるように、応援職員の確保を含め、適切

な人員配置等に努めてまいりたいと考えております。

続いて、ご質問の2点目、保育士、保健師、介護福祉士、ケアマネジャー等専門職の給与体系についてお答えをさせていただきますが、当町における保育士、保健師等については、行政職給料表を適用し、国の俸給表の改定に準じて当町の給料表も改定を行っているところでございます。一方、非常勤職員については、正規職員の指示のもと、定型的、もしくは補助的業務を行うことから、勤続年数に応じて賃金が変動するような仕組みとはなっておりませんが、必要なときに必要な人材が確保できるように、非常勤職員の賃金単価については毎年近隣自治体との比較等により検討を行い、適正な水準となるように努めております。

なお、総務省においては、臨時非常勤職員、任期つき職員の任用のあり方等について検討が進められておりまして、当町におきましても、その結果に基づいて適切に対処していきたいと、そういうふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの答弁ですね、時間外は平成27年度15.7時間、平成29年度は10.9時間ということで減ってきているということはただいまの説明でわかります。ただ、今、全国的にもテレビ等で報道されています労働基準法の36条、通称36協定とありますけれども、当町では職員組合があります。その中でこの36協定をしていると思いますけれども、いつの時点でしているのか、お伺いいたします。

もちろん組合ですと、プロパー、正職員だけが入っていると思われますけれども、その辺、支援で来ている人たち、その人たちは入っていないと思うんですけれども、この支援で来ている方々もまちまちだと思うんです。県から派遣されて来ている人、個人で来ている人、それからこの町から採用になっている人と、まちまちでありますけれども、その辺の時間外などの基準というものはどうしているのかお伺いいたします。

○副議長（山内孝樹君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） まず1点目の組合の関係につきましては、労基法の協定について、昨今ちょっと協議したことがございませんので、恐らく従前にそのような協議がなされているんだろうなというふうにまずもっては認識してございます。

あと、時間外勤務のあり方については、町長が答弁を申し上げましたとおり、基本は所属長の管理において行っていますので、それは派遣職員も含めて事前の時間外勤務命令に基づいて勤務をしていただくということで、どうしても時期的に繁忙期もありますので、たまたまきょうも勤務実績表を私、拝見したんですが、現状を見ると、ちょうど今町民税務課で申告

の受付時期なもんですから、個々人としても時間外勤務、相当数多くはなっているんですけども、いずれそういった時期にあっても、例えば振り替えて休みをとっていただくとかといった形で健康の維持には努めているというような状況でございます。

なお、組合への参加状況については、当町においてもオープンショップですから、クローズではございませんので、個々職員の一般職の職員の参加するものであれば、当然組合に参加するでしょうし、参加しないというのも当然選べるわけでございますので、人数についてはちょっと今私は把握はしてございませんが、相当数の一般職の職員は組合に入っているというふうには認識しております。

○副議長（山内孝樹君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　はい、私は組合に何人入っているかというのを問うているのではなくて、組合との36条の協定を結んでいるかどうかという質問でございますので、もう一度お願ひします。

○副議長（山内孝樹君）　総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君）　申しわけございませんが、私、その協定書そのものがあるかどうかも確認はしてございませんので、今、明確な答弁はできません。

○副議長（山内孝樹君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　今、税務課さんが繁忙期ということですけれども、では、給与体系ですね、非常に今保母と介護士、全国的にも仕事の割には給料が低くてなり手がないというようなことが報道されていますけれども、当町では、臨時雇用などして保母は不足なくしていると思いますけれども、この給与体系を見ますと、医療と行政職のほうの給与体系表があるんですけれども、そのほかの介護士とか、ケアマネジャーとか、技術を持った人たち、その人たちの給料表はどれを当てるのか、教えていただきたいんです。

○副議長（山内孝樹君）　総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君）　冒頭町長が答弁で申し上げましたけれども、保育士とか、保健師等の専門職にあっても、当町では、行政職給料表が1表でございますから、我々と同様の給料表を準用してございます。ただ、国、県、それぞれ扱いがまちまちな部分もあるんですけれども、国においては保育士は福祉職の俸給表となりますので、それを充当してございますが、宮城県においても保健師は医療職給料表の3号です。病院でも看護師等は医療職の給料表の3号を使ってございますけれども、そういった形で扱っているようでございます。ただ、市町村においてもばらつきがありますけれども、通常宮城県内の市町村に

おいては保育士、あとはケアマネジャー等も含めまして行政職の1表を使うというのが大概でございます。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この技術を持った人たちというのは、やはり最後までスペシャリストでいくわけですよね。そうした場合、やはり出てくる学校も専門ですから、知識を身につけるので、出てくるところも違ってきます。そうした中で行政職と同じ給料表でいいのかなという疑問が残るわけですけれども、今後、これは崩さないでこういったやり方でしていくのでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 専門職は技術職、土木職もございます。建築技術職もございますが、基本的に現在の地方公務員制度においては、そういった技術職を含めて行政第1表を使っているということでございますので、国家公務員の部分で大きな改正がない限りは地方公務員においてもその制度改正はなされないものというふうに感じております。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 国が変わらないとこれも国に準じて給料表、体系を使っていくということでおわかりました。ただ、そうした中で、国の動きも見過ごすわけにはいかないと思いますので、今後のこれは検討材料にしていただきたいと思いますけれども、やはり今は当町でも充足しているかもしれないですけれども、この先、そういった専門職が足りないとなった場合のやはり何を基準にするのかなというと、やはり給料だと思うんです。そうした考えもどこかに入れていていただきたいと思います。それがひいては臨時職員、保母、今は保育士さんも臨時職員でも免許のある方が保育士さんになっております。そうした中で、賃金が多分一般事務の賃金と保母の臨時賃金は違うと思うんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 及川議員、お見込みのとおり、一般の事務補助員と保育士の事務補助員の単価は違います。現在、保育士賃金においては、時給が1,010円ぐらいという形になってございます。一般事務補助員につきましては、時給が現在780円ぐらいですから、かなり格差がございます。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると300円近くの開きがあるわけですけれども、やはりそういった現場に合わせて違うんだと思うんですけども、そうした場合から見ても、やはりこの給

料表も違って当然なのかなと思われます。今後の検討材料にしていただきたいと思います。

それから、先ほどの応援職員、支援の職員の中で去年のちょっと時期を忘れてしまいましたけれども、職員で休んでいる人が4人いるということをお伺いしましたけれども、現在はそういういった休みをとっている人、あるいは応援職員でそういう、応援職員の人たちは数カ月、あるいは2年とかで帰るわけなんですけれども、以前、大槌のほうでもありましたけれども、亡くなっていたというようなこともあります。そういうことを考えると、今、応援の職員のそういうことがあるのかどうか、ないのか、その辺をお聞かせください。

○副議長（山内孝樹君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 先ほどの答弁を若干修正させていただきます。

先ほど保育士の賃金が「時給1,010円」と申し上げましたけれども、これは4月1日からそのように改定する予定でございまして、現在は「950円」の時給単価でございますので、近隣とのバランスを見て1,010円まで上げる予定でございます。

あと、体調不良で休んでいる職員ということでございますけれども、現在、プロパーの職員が1名心身に疲労があるんでしょうか、1名休んでございまして、あと応援の職員が1名、これは外的疾患でございますので、ちょっと休んでいる職員が1名おります。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 去年だったと思うんですけども、4名ほどというんですけれども、その方たちは回復されて、新たな1名の方、そして応援の方は1名というのはその心身ではなくて、別な要因だという解釈ですね。

それで、今、過重労働がすごく電通さんの問題から波及して、こういう過重労働がされているということを聞いて、私も、いや職員がどうなのかなということで一般質問をさせていただいているけれども、その辺が心配だったわけです。そういうことがなくて、1名だということなんですけれども、ゼロになるように、そういう環境の排除をしていただきたいと思います。

それから、保育士採用、介護士職員採用のときは、あくまでも給料表は行政1表を使うということなんですけれども、今後の課題と思っております。

それでは、次に、3件目に移らせていただきます。

観光復興に向けた取り組みについてということで、1つ目、当町の観光の目玉となるものは、何なのかということです。1つ目、インバウンド誘客に欠かせない英会話力をどのように町民にPRしていくのか。2点目、当町の観光の目玉となるものは何か。3つ目、交流人口拡大

のためには、外国人旅行者の誘客と民泊活用が必要と思うが、その3点についてお伺いいたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 3件目のご質問、観光復興に向けた取り組みについてお答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、訪日外国人誘致促進に伴う語学力の向上の取り組みについてはと、昨年度及び今年度において、宮城県市町村振興総合補助金を活用した人材育成事業や、宮城県気仙沼振興事務所が主催する訪日外国人観光客おもてなし研修会、南三陸町観光協会が主催するまちなか大学での講座プログラムなどを通し、英語講座については13回、中国語講座については30回の講座を実施をいたしております。延べ430名の地域住民の皆さんのが受講をされております。これらの講座開催については、各組織等を通じて該当する事業者並びに団等々への通知や南三陸町観光協会が発行し、毎戸配布を行っている広報誌により広く周知を行い、ご活用をいただいているところであります。

ご質問の2点目、当町の観光の目玉になるものについてでありますと、平成27年度に実施をいたしました観光動向調査で、南三陸の観光資源でもっとも印象に残るもしくは求められているものは、水産物であります。確かに三陸沿岸の大きな吸引力の一つは、食であると考えますが、同じく食を売りにする地域は少なくありません。当町ではこれらの資源に付加価値をつけ、より選ばれる地域になるために、平成20年度から観光地域づくりの取り組みの一環として、地域資源の磨き上げや、地域を語れる人材の育成に力を入れてきました。現在もまだその途上にありますが、このような取り組みによる地域ネットワークや実践経験が震災後の早急な観光復興の着手にもつながっていることから、当町のもう一つの魅力は地域住民が持つ地域を動かす力、そして交流の力であると考えております。

最後に、ご質問の3点目、訪日外国人誘致並びに民泊の活用についてお答えをさせていただきますが、当町では台湾による南三陸病院再建のご支援がきっかけとなり、平成27年度から本格的に教育、研修旅行の誘致促進事業に着手をいたしております。さきに述べた語学講座による人材育成ほか、ホームページやパンフレットなど、広報媒体の多言語化、Wi-Fi設置に伴う助成制度の周知、創生事業の受け入れ、プロモーション活動などを通じ、台湾南部周辺から高校生や大学生、産業団体の受け入れを行っております。また、当町では、いち早く都市部からの民泊体験の需要に対応し持続可能な受入態勢を維持するため、平成21年度に南三陸町観光協会が第3種旅行業を登録し、運営組織の核となり、受け入れを行ってきま

した。多いときには100軒ほどの登録があり、誘致の最大の売りでもありました。震災により数軒からの再スタートとはなりましたが、全国各地からの応援や、再開を望む声などがあり、現在は40軒程度まで回復してきました。民泊は国内のみならず、海外からも需要が高まりつつあり、町と南三陸町観光協会では、定期的に住民向けに民泊事業の説明会や広報誌に募集情報を盛り込むなど、回復を含めての取り組みを行っているところであります。今後、住宅再建の完了の時期を見て、改めて地域全体に民泊による教育の効果と地域活性への効果をP Rし、町の方針としても協力家庭を募っていきたいと考えております。

また、訪日外国人向けにS N Sを活用した情報発信が非常に有効なプロモーションツールであると考えております。当町においては、平成23年6月から発行をスタートしている情報誌において、英字訳を盛り込み、また、教育旅行誘致に関する広報媒体については、台湾の文字である繁体字訳の資料制作を行っており、これらの蓄積された情報をもとに、新年度にはWebページなどの多言語化により、充実させて誘致プロモーションを強化をしたいというふうに考えております。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 多言語化ということで、英語だけではなくて多言語化ということは、英語は国際語になっておりますけれども、多言語化というただいまのご答弁の中ありましたけれども、多言語化ということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話をしましたように、英語とか、中国語、それから昨年8月に韓国の高校生がおいでになりました、その際、志津川高校の子供たちと交流をいたしましたが、志津川高校の子供たち、韓国語を勉強して、会話に不足ない状況でやっておりましたので、いろいろな国々の言葉といいますか、今も言ったように3カ国語ですが、そういったものを総称して多言語化ということだと理解をしていただきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、志津川高校のお話が出ました。志津川高校は年々生徒数も少なくなつて、この先危ういような状況になってきているような感もするわけですけれども、韓国語を勉強なさっているということなんですけれども、やはり高校生というのは吸収が早いです。そういうことから考えて、英語を志津川高校に入るとこういう英会話が身につきますよ、準2級、準1級が卒業と同時に取れますよというような、そういうようなシステム、県立高校だから町が入るわけにはいかないですけれども、そこを何とかこの高校を存続する意味でも、

そういうふうな教科、そういうところを残していくような考え方があるのかどうかお聞かせください。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、教育課程が見直しをされてございまして、今、高校ではなくて、今度は小学校からということになりますので、その辺の詳しくは教育長のほうから答弁させます。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今志津川高校に英語を特化したようなものがあればという話なんですが、今、町長が申し上げましたように、来年度、平成32年度に新しく学習指導要領、後でほかの議員のほうからこれについて質問がありますので、そのときには詳しくお話し申し上げたいと思いますけれども、いわゆる子供たちが学ぶ基本的な内容等が10年に1回ずつ変わります。今度の改定が平成32年度に始まりますけれども、これは小学校ですけれども、中学校、それからあとは高校と。それから幼稚園もあります。その中で、小学校の中学校から英語を教育課程の中に位置づけると。英語というか、外国語活動ですね。3、4年生から外国語活動を週1時間ずつ実施すると。それから、高学年の5年生、6年生については、英語科を週2時間、子供たちに教科書をもって指導するというような、そういう学習の中身が変わってきます。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの教育長の答弁で、明るい未来が開けるような気もいたしました。やはりインバウンドをこれから積極的に行っていく上では、英語、英会話力が必要となってくると思うんです。そうした中で、高校生がそれを身につけて卒業して、それを町でここに残って、英語力を使ってガイドをして、この町を案内して、おもてなしをしていくと。それは非常に理想だと思います。それが人材、人づくりになろうかと思われます。

そうした中で、先ほどの答弁の中で、町の人たちもそういうおもてなしの心を持って英会話を勉強しているというご答弁がありました。それを考えると、やはり今地域包括では、お茶っこ会をしながら、地域でそういうことをやっていきます。地域のそういう高齢者の方々もそういうことを少しずつかじっていって、5年、10年と生活の中でそういう英会話を培っていくという方法も一つの施策ではなかろうかなと思われますけれども、その辺、どういう形で今は先ほどの説明だと、何百回とやっているというようなお話を聞きましたけれども、そういうものの効果というのは、どういうところにあらわれているのか、地域に入っていると

いうようなお話なんですけれども、もう一度その辺、お願いいいたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地域包括のほうで外国語講座とか何とかというのは、私、その辺は理解をしてございませんので、担当課長のほうが地域包括のほうでそういう外国語ということでお話でしたので答弁をさせたいというふうに思います。（「そうではないの」の声あり） いずれ中国語講座を習っている方々、民泊で台湾の高校生がおいでになっております。その際に会話をしたいということで、会話をすれば、お互にわかり合えるということもございますので、今、民泊で受け入れる方々で台湾語といいますか、中国語がお話しできる方が結構今いらっしゃいますので、少しずつですが皆さんそういった小野寺久幸議員もその講座のほうに行っておりますけれども、皆さん少しずつ覚えてきているというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 地域包括事業とインバウンドのコラボみたいな件につきましては、まだそこまで事業展開は考えておりませんので、今後そういうことも検討してまいりたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の答弁だと今後ということでわかるんですけども、町長の答弁だと包括と今そういうことをやっているというような答弁でしたので、それは違いますので、今後そういうことになれば、地域としてもいいのではなかろうかということですので、今やっているということは、先ほど13回、そのおもてなしのプログラムの中に入って、13回と30回、430名の人が参加してやったということをもう少し具体的にご説明願います。

○副議長（山内孝樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 数字もご存知ですので、具体的にといいますと、日にちを分けて何人ずつ参加までの資料はちょっときょうは持ち合わせておりませんので、重複になるかもしれません、参加者の方々というのはやはりそういう外国人の方々に接する機会が割とある人たちがやはり興味や関心を持っておられますので、そういう方々を観光協会が主催という形の中で呼びかけまして、あるいはまちなか大学という社会教育的なといいますか、自主的に勉強できるような、そういう講座、プログラムなどを通じて英語の勉強講座、それから中国語の講座と、それぞれ別に募集して、参加された方々が回を踏んで知識をつけているというような状況です。

したがって、民泊を受け入れているお母さん方もやはり少しでも温かい交流がしたいという

ことで、こういったことに参加をしていただいているような状況です。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） いつそれ何をやったではなくて、私は今のようなお話を聞きたかったんです。それでいいんです。というのは、やはり言葉が通じ合うということは、おもてなしの一つだと思うんです。そういう民泊、これからはどんどんふやしていくためには、その宿のどなたでもいいですから、挨拶とか、最低限の何が欲しいですかとかという会話、何も準2級とか、準1級でなくても、ちょっとした言葉の疎通があると非常に来た人たちも心温まると思うんです。こうした観点から、この先インバウンドを大きなものにしていくには、町ぐるみでそれに取り組んでいく必要があるのではなかろうかなと思うんです。こうしたことを行なえると、やはり今長生きをしなければならない。地域包括で、健康老人をつくっていくから、お茶っこしよう、何をしようという中にもそういうものを取り入れていくと、より以上に相乗効果があるのではなかろうかなと思うので、そういう歌や踊りだけではなくて、そういうものも自然と取り入れてやったほうがこの町のためにもインバウンド、これから大きく広めようという中にも、お互いが連携し合ってしていくと、よりよいものになっていくと、そう思われるから、今聞いたわけなんです。

そういうことから、もう一度戻りますけれども、志津川高校の県立ですから、町で何も口を挟むものでもなかろうかと思われますけれども、そのような町の空気、これからそういう人たちを育てていくという上で、ぜひこの志津川高校さんに英語力、英会話に特化した教科を取り入れてもらってもいいのかな。そしてここに、町に残るその人たちがこの町に残って、卒業後も残って、そういう観光面、英会話を通じた仕事に取り組んでいけるのではないかろうかと思うので、今質問をしているわけなんですけれども、その点、もう一度お願ひいたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 志津川高校については、議員ご質問のように、これは県立の学校でございます。したがって、県立の学校でございますから、町の教育委員会がこういうふうにしてほしいというようなことはなかなか申し上げにくいと。ただ、中高一貫の教育をやっておりますので、中高一貫教育の主体については、教育委員会も入っていますから、中高一貫教育の中での話は可能でございます。ただ、英語についてやってくれということなどはちょっと立場上言うことができないと。ただ、1点申し上げますけれども、これは志津川高校ということではなくて、町のいわゆる子供たちに何か特色ある教育活動はないかということ

とで、小中高を通して、それこそ小中高の一貫教育のような形で取り組んで、これから取り組みたいと思っていることの一つに、町の副読本、小学校の社会科の副読本がありますけれども、これを今全部英訳をしていただいております。志津川高校の校長先生が、実は英語に堪能な方でございますので、この方に今つくっていただいておりまして、それを教科書ではないんですけども、町の様子を英語で子供たちにそれを使わせたいというような、そういう思いはございます。

○副議長（山内孝樹君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　教育長のお話はよくわかります。私は町長と県知事、そういう中で政治力、あるいは学校の校長先生、そういう学校審議会、そこまで踏み込んで、そういうものが今後できないものかどうか、そういうことに努力してもらいたいということを話しているので、その辺を踏まえて、町長、もう一度お願いいたします。そういう努力をできるのかどうか。

○副議長（山内孝樹君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　教育のカリキュラム等については、県の教育委員会のほうで宮城県内の高校を統括しているということでございますので、村井県知事がそこに政治力を発揮してというお話ですが、そこはまた視点が違うのではないのかなというふうに思っております。

○副議長（山内孝樹君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　いや、カリキュラムではなくて、そういう当町の志津川高校をそういう特科した事業に取り組むことができるのかどうかということに対しての努力です。カリキュラムを変えるというのではなくて、そういう学校との協議ができるのかどうかということです。

○副議長（山内孝樹君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　その教科に特化するということは、カリキュラムを変えるということにつながると思いませんか。

○副議長（山内孝樹君）　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　震災以前に、志津川高校は情報ビジネス科を新設したときがあります。そういうふうに、それもカリキュラムと言えるかどうかというと疑問があるんですけども、こうした高校にこういうのをしたいという国の地域創生事業、そういうようなものを取り入れて、そういうものができないものかどうかという相談はできないのかということです。

○副議長（山内孝樹君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 答弁に窮しているのでちょっと助け舟なんですが、きのう教育長がちょっとお話をしましたが、志津川高校の魅力化について、町のほうで懇談会を開催しております。これは地方創生の一環なんですが、志津川高校は当町に唯一の高校というようなことで、魅力化がなければならないということで、保護者の方々、あと在校生、中学生の在校生の皆さんに、アンケートをとりました。そしたら何が足りないのかと、端的に申しますと、いわゆる学力の部門が一番やはり多かったというふうなことでございます。新年度から町の予算を投入して、学習支援センターを立ち上げるというようなことを実施するというようなことが決まっておりますので、そこの中で英語もやることもあるでしょう。ほかの教科もございますので、町としてやはり志津川高校の魅力化について支援をしてまいりたいと、そういう姿勢には変わりはないというようなことをご理解いただきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子議員、改めて申し述べておきますけれども、質問事項、観光振興に向けた取り組みについて、町長ということありますので、余り飛び越え過ぎての質問にすり替えているのではないかなどというところを指摘しておきます。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これからインバウンドには欠かせないことですので、そういう補助事業などを使って、ただいまの副町長の答弁のように補助事業を使いながら、何とかこの英語力、そういうものを取り入れてやってもらいたいという、今の副町長の答弁でわかりました。これからもそういう補助事業を取り入れてやっていただきたいと、前向きにインバウンドを大きなものにしていくには、そういうことが必要ですので、ぜひ高校生は記憶力がいいし、吸収力も早いです。こうした中で語学というものをインバウンドに結びつけていくために、その辺を延ばしていけたらと思いますので、ぜひこんどの補助事業でやるそういうものに期待したいと思いますので、努力していただきたいと思います。

それから、次に、民泊活用なんですけれども、現在、民泊はどの程度町内に何軒あって、年間どのくらいの利用率があるのか、その辺をお答えください。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど答弁でお話ししましたが、民泊は、今40軒ほどまで盛り返していると。ピークで100軒ほどございましたけれども、震災でゼロになってそこからスタートしまして、40までやっと盛り返してきたなということです。平成29年の2月までの統計によりますと、民泊の受入数は1,300人ということになります。そのうちの外国人の方は100名、それから台湾の教育旅行で受け入れているのが186名ということですので、違う、23名もいる

から、300名以上いらっしゃいます。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうした中で、今300名以上が外国人が来ているということなんですが
れども、民泊をしている方たちの利用状況から、どのようにこれをもっともっと広げていきたいと、民泊の経営者の人たちは言っているのか。何が不足しているのか、そういう問題点
などあるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 300人が来ているのではなくて、300人以上の方がお泊りになっていると
いうことです。海外の方はもっともっとたくさんもういらっしゃっておりますので、そこは
ひとつ受けとめ方として誤解のないようにお願いを申し上げたいと思います。

なお、民泊の件につきましては、産業振興課長から答弁をさせたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） はい、民泊の現状と課題というようなご質問ですので、状況的
には、民泊受け入れの方々、受け入れ家庭を少しでもふやそうということで今観光協会が努
力しているという状況ですので、不足といいますか、もっと欲しい状況です。大きな学校を
受け入れようとするためには、やはり生徒数に応じて民泊家庭の数がどうしても必要になり
ます。それが震災前に100軒以上あったものが40軒まで落ちているというような状況ですので、
受け入れできる家庭、ご協力いただける家庭をさらにふやしていく努力をしている状況です。
課題としてはやはり受け入れ家庭をさらにふやしていくというところの課題に今取り組んで
いる状況でございます。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 民泊した経験のある方から聞くと、ホテルさんとか、旅館、民宿さんと
かは、それを仕事にしているからいいんですけども、たまに来たときに民泊させるとい
うことについては、掃除はしなければならない。受け入れの気持ち、そこに何人でも宿泊する
となると何日か前から掃除はしなければならないというところで皆さん受け入れがたい要因
になっているのかなと見受けられるんですけども、その割には料金が六千幾らとかと聞い
ていますけれども、それがネックにおもてなしといいながら、まさか普段のままにお客さん
を入れるわけではないので、その辺がすごくネックになっているみたいでけれども、
その辺のフォローはどのようになっていますでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろなご意見があると思いますが、私は台湾の皆さんにおいでになって、受け入れセレモニーとか、あるいはお別れ、帰るセレモニーとかって、何回かお邪魔したことありますが、帰りに皆さん泣いてお別れしています。今のようなご指摘の部分があれば、泣いてお別れするということは多分ないと思いますので、そういう意味においては、受け入れ家庭の皆さんも台湾の子供たちに1泊2日という短い期間ですが、心の交流ができる、お帰りいただいているということになろうというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それはわかります。みんな1泊でもすれば情が移って、泣いてまた来たい、心残りだということはわかります。ただ、この40軒、100軒以上あった中から今は40軒にふえているけれども、今後ふやしていくとすれば、受け入れるその体制、個人が受け入れる体制の気持ちになるのが大変だということです。1軒でも2軒でも40軒からふやしていくかなければならないですよね。大きい学校なんかのためには。その要因になつてないということですよ。たまに1年に何回か来るお客様を迎えるのに、今、新しくつくった家はいいですけれども、やはり残っている家庭なんかもあるし、家族もおりますし、家族皆さんを受け入れてくれるという気持ちになればいいんですけども、家族の中でも、いや、迷惑だからとかという家族の中でもばらばらな気持ちになっていると、この40軒というのがふえていかないのではないかと思われる所以、その辺を今後の課題と思うんですけども、どのように今後これに対して向き合っていくのか、お聞かせください。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 民泊とは、民宿とかホテルと形態は違います。民泊は、教育旅行とか、おいでになった際に、年に数回お泊りになるのが民泊でございますので、それを理解している方々だけが民泊に登録しているというふうに思います。したがいまして、今、掃除をしなければならないとか何とかと言いますけれども、そういうご家庭もあるかと思いますが、多分そういう受け入れるのが面倒だというご家庭は受け入れないんだろというふうに思います。現在受け入れていただいている皆さん方には、そういった面倒なことよりもどちらかと言えば、そういう交流をしたいという、そういう思いの強い方々が民泊を受け入れているのだろうと、私はそういう認識をしております。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、その40軒の登録、40軒とありますけれどもこのほかにも登録しているというご家庭はあるんでしょうか。全部で40軒なんですか。どういう。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 登録が40軒です。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） じゃあ登録が40軒で、実際お泊りになられている方はこの40軒のうち、

全部がなっているんですか。どういう関係になります。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 民泊の以前からのちょっと経緯をお話をさせていただきますが、100軒の民泊があっても、100軒の民泊が全て受け入れるということはございません。それぞれのご家庭で、ご不幸があつたりとか、あるいは結婚式があつたりとか、さまざまな事情がございますので、100軒あつても、いっぱい来ても、例えば70軒でもうそれでタイムリミットと、それから何か急なことがあってもお願いをしなければいけないと。そういうさまざまな個々の家のケースがございますので、そういった観点でやっておりますので、今回は今40軒ということですが、全て40軒まるっと受け入れるというケースというのはそう多くはないというか、ないと思います。ですから、そこはひとつ民泊という本来の形態、あり方というものをご理解いただければ理解していただけるものというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） では、今後大きい学校、一つ例に挙げますと、台湾の大きい学校というのはどのぐらいの人数で来て、民泊を何軒ほど必要とするのか。その辺をお聞かせください。

○副議長（山内孝樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） これまでの経験的なところで申し上げますと、20人から30人というような状況です。人数が大きい学校で民泊家庭を多く必要だという表現をしたのは、国内の例えば都市部の学校の生徒さん方というと多いところで300名とか、そういった大きい学校が来た場合には、やはりどうしても震災前のような規模が必要になってくるという状況を想定しますと、今後さらにふやしていく必要があるかなというふうには思っております。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、今までにそのような何百人と来たのではなくて、20人、30人のインバウンドだったんでしょうかね。これから1校でも全員来れば何百人と来られますけれども、じゃあもっともっとふやしていかなければならぬ現実があるわけですね。

○副議長（山内孝樹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 交流人口拡大の目的として教育旅行を推進してございますので、

国内の子どもたちもより多く受け入れを進めていきたいという視点から、さらにふやしていきたいという状況にございます。

○副議長（山内孝樹君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 時間が来ましたので、以上で、さらにこれからはこのインバンドに力を入れるために、語学の英語力を広めていただきたいことと、受け入れ先をもっと拡大するために努力されていただきたいと思います。以上、終わります。

○副議長（山内孝樹君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

通告6番小野寺久幸君。質問件名、1、被災者の医療費と介護サービスについて。2、国際化に対応する施策について。3、地域再生を担う人材育成について。以上、3件について一問一答方式による小野寺久幸君の登壇発言を許します。4番小野寺久幸君。

〔4番 小野寺久幸君 登壇〕

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。議長の許可を得ましたので、壇上より質問をさせていただきます。

1件目は、これまで何度もお願いしているんですけども、東日本大震災の被災者の医療費、それから介護サービス、特に低所得者に対する自己負担の免除についてお伺いします。

今、災害公営住宅への入居が進んでおります。これまで質問の中にいっぱいありましたけれども、経済的な問題を抱えている人もおります。それから被災者にとっては、これから家賃、共益費、自治会費などさまざまな負担がふえてきます。また、高齢化や長い仮設暮らしへで体調を崩している方もいらっしゃいます。仮設病などと言われる心や体の不調を訴える方もいらっしゃるということです。

東日本大震災被災者医療費と介護サービスの自己負担は、当初全面免除で行われました。しかし、平成25年度から特別調整交付金を活用して対象者を大規模半壊以上、住民税非課税に限定して行われてきました。さらに、平成28年度からは、免除継続をしたのが県内の9自治体だけになってしまいました。南三陸町はこの継続を打ち切ってしまいました。

一方、岩手県では、ことしの12月まで全市町を対象に所得制限なしで半壊以上の被災者を対象として免除に伴う自治体負担の2割分を県と市町村が半分ずつ負担して行うことが決められたということです。これまで紹介しておりますが、東日本大震災復旧復興支援宮城県民センター、宮城県保険医協会、宮城県民主医療機関連合会、宮城県社会福祉協議会というところで、昨年5月から11月まで行った仮設住宅や災害公営住宅で暮らす被災者の生活に関するアンケートには、さまざまな意見や要望が寄せられました。そのほかに電話相談にも深刻

な訴えが寄せられたということです。その中から、南三陸町と登米市、多分この登米市の分は登米市にある南三陸町の仮設住宅の分と思われます。その中からと思われる方々のものを少し紹介したいと思います。

災害公営住宅に入ると家賃や生活費などで病院に通うのが大変になるので、免除を復活してほしい。薬代が高いので医師に相談して薬を減らしてもらおうかと思っています。主人のは減らしてもらいました。眼科は回数を減らします。ほかは受診をやめる。全額免除をお願いしたいです。心臓の治療を受けている方が公営住宅に入り、家賃が心配です。何を切り詰めればいいかわかりません。県や市町村によって差別があるのはおかしい。病院へ行く回数を減らすようにしたいと思います。透析だけは減らせないので、その他の病気は家の中で我慢します。年金生活では大変です。免除を継続してほしいです。などなど、南三陸町の住民と思われる方の分が四十数件寄せられているということです。

中には、いつまでも頼ってばかりではいられないで、頑張りますという方もいらっしゃるということです。

去年から打ち切られた被災者の医療費と介護保険の自己負担免除の復活ができないかを伺つて、壇上からの質問といたします。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小野寺久幸議員の1件目のご質問、被災者の医療費と介護サービスについてのご質問についてお答えさせていただきます。

東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に対する医療機関等窓口での一部負担金免除措置につきましては、震災発生直後から平成24年度まで実施し、その後、平成26年度から対象者を限定した形で再開いたしましたが、平成27年度をもって終了しております。平成28年の3月定例会において、この措置を終了するに至る経過、考え方については、当町における国民健康保険の財政運営上の問題、それから宮城県後期高齢者医療広域連合の決定等を踏まえ判断したもので、議員の一般質問の際にお答えをさせていただきました。この状況は、現在に至っても変わるものではなく、この後の補正予算案でもお示しをしますが、国の追加財政支援が平成27年度で終了したことによる影響が平成28年度会計に顕著にあらわれております。被災沿岸市町の一部では、来年度も継続して、負担免除措置を実施するようありますが、それぞれの自治体で復興状況は異なり、住民の生活再建の進みぐあいも違うことから、被災状況に基づく一律の判断はふさわしくない状況と考えております。

これは介護保険サービスにおける利用料についても同じ判断であります。今後とも支援が必

要と思われる場合には、従来の制度や他の保健福祉サービスなどの周知を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○副議長（山内孝樹君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 国は昨年12月19日になってからの、平成28年度の特別調整交付金として財政支援を行うとしたと聞いております。その内容をお伺いしたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 国の財政支援についてお答えします。

これは、震災後ずっと継続されている支援でございまして、市町村が一部負担金の免除を行った場合、震災前の医療費水準との比較という条件があるんですが、その条件をクリアした場合は、その総費用の10分の8を国が負担するという措置と思われます。

○副議長（山内孝樹君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それから、県のほうでも国の支援が10分の8に減少したことを受け、平成28年度の補正で国民健康保険財政健全化対策事業の中の県調整交付金事業2号交付金として、県全体で約10億円の支援を打ち出したと聞いております。この事業の内容についてもお伺いしたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） こちらは、県からの補助金ということになります、県の調整交付金に1号、2号とありますが、2号に対するご質問ということで、ただいま交付金の配分見直し総額が10億円になったということは、県のほうからうちのほうでも聞いてございます。その今回の見直しについては、県のほうの解釈としては一部負担金免除のための支援ではなく、一部負担金実施の有無にかかわらず、財政基盤が相対的に弱い市町村を支援することを目的として実施するものであるということを伺ってございます。この2号交付金のメニューといったしましては、市町村が行っている経営努力に対する支援ということになるんですが、レセプト点検だったり、医療費の適正化や収納対策、保健事業、あとは経営姿勢、保険料減免で一部負担金減免等がそこにも含まれているというようなメニューになってございます。

○副議長（山内孝樹君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 先ほどこの交付の条件というのがありましたけれども、当町はその条件に当てはまっているというか、当然交付金があるものと思いますが、その金額をちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 失礼しました。平成27年度の交付実績で申し上げますと、1,740万円ほど頂戴しております。

○副議長（山内孝樹君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それは国保の分だと思うんですけれども、今度、県のほうから打ち出された計算の仕方の内容によりますと、後期高齢者、それから介護保険の分の状況も加味されているようですが、県のほうの交付金というのは幾らぐらいなりそうでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それは平成28年度ということでしょうか。それはただいまの数字を確定している段階で、まだ今年度の額については確定されておりません。

○副議長（山内孝樹君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 確定していなくとも来ることは来ると思うんですけれども、それで、ちょっと話が戻りますけれども、先ほど町長がいろいろお話をされましたけれども、いろいろな事情があって、この免除を打ち切ったと。何回か当局のほうへ私たち、お願いに行きました。それでその場で町長はいらっしゃらなくて、副町長にお相手をしてもらったんですけども、その中で、去年の場合、どういうふうな経緯で打ち切ったのかというようなことがあります、その経緯をちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この件については、打ち切ったということではなくて、以前にご説明を申し上げさせていただきましたが、基本的には、1回国の支援が打ち切りになります、その後でまた復活しましたけれども、そのときに私、お話をさせていただいたのは、いわゆるこの当時、国からの財政支援については、医療費免除の分の国からの財政支援ではなくて、国保会計全体のいわゆる非常に不安定な国保会計でございますので、その辺の支援という形の中での財政が入ってきたということですので、この財政支援がなくなった際には、大変申しわけございませんが、この医療費の免除につきましては、やめさせていただきたいというお話を事前に入ってきた際にお話をさせていただいた経緯がございます。

それから、あわせて、この医療費免除はやはり一番大事なことなのは、いわゆる国保、介護、後期高齢と3点セットで入ってきました。ところが、ご案内のとおり、他の部分についてはやめるということになったわけです。したがいまして、こういった不公平という部分を鑑みたときに、果たして国保だけがそういった医療費免除ということを選択していいんだろうか

ということのお話をさせていただいた経緯がございます。したがいまして、町としてもこの問題について、医療費免除を停止をして、その後に町のほうに多分お叱りの電話とかというのもあろうかというふうに思ったんですが、実は電話で十数件問い合わせがあったのは、前から私、お話をしていますように、これがなくなった際に、従来のいわゆる低所得者対策の保障制度がございますので、どういう制度があるんですかという問い合わせがございました。直接的に減免を再開するというようなお話というものについては、役場のほうには入ってございませんでした。ないからいいということではなくて、そういったいわゆる私、ずっと言っていますように、これが停止になんでも、それ以外のちゃんとした低所得者の方々の保障の部分もございますので、そちらのほうをご活用いただきたいということでお話をしているとおりでございますので、そこはひとつご理解をいただければというふうに思いますが、いずれにしましても、副町長のほうに陳情が行ったそうでございますので、副町長から答弁をさせたいというふうに思います。

○副議長（山内孝樹君） ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしておりますが、小野寺久幸君の一般質問3件のうち1件を終了まで、時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

最知副町長。

○副町長（最知明広君） 小野寺議員初め、2月1日でしたか、宮城復興支援センターの皆様と一緒においでいただきまして、先般の件について申し入れがあったというようなことで要望書を頂戴しておりました。もちろん町長がいませんでしたので、その中ではいろいろお話を聞いて、今年度、新年度についての対応について町長が帰った後に協議をさせていただいたというようなことでございます。実際には、今町長が申しましたとおり、やはりほかの制度とのバランス、あるいは先ほど言いました介護、それから後期高齢、あくまで3点セットというようなことで当町は進んでまいりましたので、平成28年度については、一旦そこで残念ながら打ち切りのような形をとらせていただいたんですが、それを復活をするというふうなことはやはり難しいというような結論に至ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今副町長の言葉尻をつかむようですが、残念ながらと、町とし

てもできれば続けたいというそのお考えはあったと思うんです。それで、当時、何件かのほかの市町村でやるかやらないかというのをお互いに様子見はしていたというようなお話を聞いていますけれども、つまり様子見をしていたということは、絶対にできることではないことではなかったのではないかと、私、こう思うんですけれども、その辺の状況はどうだったでしょうか。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には継続するのか、あるいはそうではないのかということについては、それぞれの自治体の皆さん方が責任を持ってご判断をしたものというふうに認識をしてございます。

○副議長（山内孝樹君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それと先ほどこれも以前にも同じ質問と答えをいただいたんですけれども、不公平という考え方、これは比べるものではないのではないかと私、思います。できれば介護保険も、それから後期高齢も同じように免除をしていくべきだと思います。この交付金は確かに免除をしてくださいというものではありません。それにも使えるというぐらいで、国、県は震災による国保、介護保険への支援ということで交付金を出していると聞いております。ですので、これは被災者への支援を優先に使うべきと思いますので、ぜひこの自己負担免除というのを復活していただきたいと思いますけれども、きょうはここまで質問にしたいと思います。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろこれからも議論、予算関係等でいろいろあると思いますが、国保の1人当たりの医療費は増加してございます。したがいまして、当然医療費が増加すれば、国保会計厳しくなってまいりますと、当然のこと、今度は国保税の見直しというところに行かざるを得ないという部分も出てきます。そうしますと、国保に加入している多くの方々に大変な負担増ということも、これは会計上そのようになってまいりますので、そこを含めて、我々も極力多くの皆さん方への国保に加入している方々に負担増ということを極力避けたいというふうに思っております。まだ今の段階では国保の税率の問題については、まだ早いんですが、基本的にはそういうふうな方向で何とか税率を上げない形の中でやれないかということの取り組みといいますか、考え方をいろいろ検討してございますので、そこはひとつご理解をいただければというふうに考えてございます。

○副議長（山内孝樹君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 済みません。いつも最後に、国保税についてのあり方は今後県一本化

というような方向もありまして、いろいろ考えていかなくてはいけない部分、あるいは政策的な取り組みが必要かと思います。この被災者に対する医療費、あるいは介護サービス免除についてもやはりこれはある自治体の関係者のお話を聞いたこともあるんですけれども、私、直接ではないんですけども、そういうお話を聞いたというお話を聞いていますけれども、これはやはり政策の問題で、この被災者をいかに、特に経済的に厳しい人たち、あるいは病気、あるいは介護を受けなくてはいけない人たちに対する政治の問題ではないかと、考え方の問題ではないかと思いますけれども、もう一度伺って終わります。

○副議長（山内孝樹君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私、ずっとこの問題でお話をさせていただいているのは、いわゆる後期高齢の方々、それから介護、そして国保という形の中で3点セットという形の中で、これを免除を継続するということであるんだったらば、私もある意味理解はします。しかしながら、国保だけと、後期高齢と介護は違うということになると、これはどうしてもなかなかその辺の不公平感というのはぬぐい切れないだろうというふうに思います。やはり後期高齢というのは75歳以上の方々でございますので、そういった方々が負担をして、そうでないという方々が負担なしということについては、やはりどうしてもそこの部分については、どうしてもうまく相容れない部分があるのかなというふうに思っております。

○副議長（山内孝樹君） お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山内孝樹君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時04分 延会

